

第四十三回国会 外務委員会議録 第二十三号

(五三二)

昭和三十三年六月七日(金曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 野田 武夫君

理事 安藤 登君 理事 正示啓次郎君

理事 福田 篤泰君 理事 松本 俊一君

理事 戸田 里子君 理事 穂積 七郎君

理事 松本 七郎君

菅 太郎君 椎熊 三郎君

田澤 吉郎君 森下 國雄君

久保 三郎君 黒田 壽男君

田原 春次君 西村 関一君

細迫 兼光君 森島 守人君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務 大臣 大平 正芳君

出席政府委員

外務政務次官 飯塚 定輔君

外務事務官 高木 廣一君

(移住局長) 齋藤 誠君

(農林事務官) 三治 重信君

(職業安定局長) 町田 充君

(建設事務官) 委員外の出席者

(計画局長) 總理府事務官

(行政管理局) 諸永 直君

(警察監獄局) 農林事務官

(農政局) 丸山 幸一君

(通商産業技官) 通商産業技官

(通商局) 前田 浩君

(力部技術協力課) 專門員

豊田 薫君

六月七日

委員勝間田清一君、帆足計君及び西尾末廣君辞任につき、その補欠として田原春次君、西村関一君及び受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西村関一君辞任につき、その補欠として久保三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員久保三郎君、田原春次君及び受田新吉君辞任につき、その補欠として帆足計君、勝間田清一君及び西尾末廣君が議長の指名で委員に選任された。

六月七日

日本国政府とニュー・ジブラント政府との間の小包郵便協定の締結について承認を求めの件(条約第二二二号)(参議院送付)

日本国と南アフリカ共和国との間の小包郵便協定の締結について承認を求めの件(条約第二二二号)(参議院送付)

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

海外移住事業団法案(内閣提出第九九号)

○野田委員長 これより会議を開きます。

まず、海外移住事業団法案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

西村関一君。

○西村(関)委員 まず最初に労働省のほうにお尋ねをいたしますが、本法案に関連をいたしまして、労働省は、従来から、農業以外の雇用移民の登録、あつせん、技術指導及び募集、これらの移民の仕事を担当していただいておりますが、あるいはまた、民間移住あつせん業者の指導監督に当たってまいったのでございますが、相当な成果をあげてまいりましたのであります。昨日の日本経済新聞の夕刊を見ますと、「中南米で明るい再出発、好評の炭鉱職業者移住」という見出しで、未経験者もがはばりて上々の労働成績をあげているという記事がございまして、私もこれを見まして非常に明るい感じを受けたのであります。そこで、労働省においていいたしたいと思いますので、予定されております移住振興法の案文につきまして、外務省と労働省の間にまだ意見の一致が見られないというところで、今国会にはたゞいま審議しております海外移住事業団法案と一緒に審議ができませんという外務省の答弁でありましたが、どういふ点が問題になっておりますか、その点が一点。それから、第二点は、本法案に関連をいたしまして、いままで労働省がやってまいりました仕事を今後とも進めてまいらる上において、事業団との関係をどのようにやっていくか、何らそこら問題がなにか。この二点についてお伺いをいたしたいと思います。

○三治政府委員 第一点の移住振興法の問題につきましては、職業安定法と今度の移住振興法との関係になると思ひます。現在の職業安定法によりますと、職業紹介、職業あつせんというものは全部国がやる、特別官制、無料というふうな職業紹介業務あるいは労働者供給事業をやる場合は政府の許可が要るようになつております。したがって、今後海外移住振興法ができました場合に、政府が全部直接やるという問題が関連してくる、あるいは、さらに、海外移住、移民の部面にあつせん業者に対して政府の監督をどうするかという問題になるかと思ひます。基本的な問題としては、現在の職業安定法、国が職業紹介事業をやる、民間でやる場合には政府の許可が要るという場合に、この海外移住のために職業あつせん業者を国が直接やるかあるいは民間業者に許可するか、その許可をする場合に労働省がやるか、そういう制限の問題といたしまして、職業安定法との関連をどういふふうに規定していくかという問題でございまして、そう別な点にたいして意見の対立ということはない、十分話し合ひで解決する問題だといふふうなわれわれは考えております。それから、海外移住事業団の部面につきましては、話し合ひがつきまして、

て、国が出資してやるこの海外移住事業団につきましては、法律の権限として事業団が職業あつせん業務をやるようになっております。基本的にはそれで解決しておると思ひます。ただ、実際上において、今度民間業者に許可するあるいは委託をして業務をやる場合の取り扱ひの問題が、今後事業団が実際の仕事をやられる場合に関係機関とどういふ連絡をとって、あるいはどういふ業者に許可をしてやっていくかという問題が、実務上の問題として出てくると思ひます。しかし、労働省がいたしましては、基本的には海外移住事業団が直接おやりになる分につきましては問題はないが、ただ、民間に委託する、あるいは事業団から安定所へ求人依頼する、あるいは安定所がそれによつて交渉をして選考していく場合に、事業団がその関係をどういふふうにしてやるかという事務手続の問題については、今後事業団の業務方法書をつくる場合に御協議願うということになっております。

○西村(関)委員 いまの御答弁でも明確でありますように、事業団がやる場合については問題がない、しかし、民間業者がやる場合、これは従来労働省が監督をしておつた、また、移民のあつせんをやつておる業者の登録といふものが許可、それから監督というふうなもの労働省がやっていただけたんですが、そういう点についてはまだ問題が残つておる、移住振興法の中でこれをどういふふうに規制するかとい

で、職業安定法の精神を適用していく必要があると思ふのでありまして、適用が準用か、いずれにしても、職業安定法を中心に行っていくことになるのは当然なことであつて、これは、労働省だけでやるか、あるいは外務省とか農林省とか関係省もそれに相談をしながらやっていくかという問題で、実質的にはもう少し検討する必要があるのじゃないか。しかし、現在は、事実上海協連がいま申しましたような指導で弊害を少なくしているという実情でございます。

○西村(関)委員 そうすると、今度の事業団ができるか海協連にかわつて事業団が貸し付けをやり、指導をする、チェックするということになるわけですが、それはならぬでしょう。今度の事業団ではそういうことをやらないという事になっていく。その点はどうするつもりですか。

○高木政府委員 民間業者は事業団の仕事に委嘱されるという形ではやらないわけでありまして、しかしながら、海外に移住する人に対して渡航費貸し付けの仕事は事業団がやります。そこで、事業団の業務方法につきまして、先ほど労働省の職業安定局長が言われたように、労働省とも十分相談しながら、実質上事業団の渡航費貸し付けの面で労働省の考え方と背反しないように十分協議をしてやっていくという事で打ち合わせしておるわけであり

○西村(関)委員 まだもう一つ明確に私は理解できないのですが、今度の振興法の中でそういう点をばきり規制して法文化していくお考えなのかどうか。それまでひとつ検討されてもらい

たい、こう言われるのかどうか。あるいはいつまでも検討して問題を未解決のままあとへ送っていくというのではどうかと思うのですが、そういう点は見通しとしてどういうふうに考えておられますか。

○高木政府委員 この点はわれわれもいたしまして一刻も早く解決してすっきりした形でやっていたいと思つております。

○西村(関)委員 労働省にお尋ねいたしますが、いま高木移住局長からの御答弁にありましたように、一刻も早くということ、この問題は一つの盲点になっております。と云つて、民間業者を圧迫するとか民間業者を縛るとかいうことでなしに、やはり、いま審議しておる移住事業団法案の精神はどちらかという民間業者に対してはあまり配慮が払われていなくて、むしろ従の従というふうな考えられておりますが、しかし、過去においても現在においても民間業者が受け持つおとこの部分というものはやはりこれは現実にあるのですから、それについては労働省としてどういうふうに考えていかれるか。外務省の方針はいま伺いましたが、とにかく、労働省の需給の問題、それは国内と海外との違いはございます。そしてまた、移住の理念は、それはただ単に労働力の移動というところではないわけでございますけれども、それは、労働省の立場からするならば、やはり労働の需給の問題に關係があるわけですから、そういう点から、労働省としてはこの問題はどのように処理していけるか。従来ノータッチだったのですが、いつまでもノータッチでいけるのか。その点、いかがで

しょうか。

○三治政府委員 海外移住のあつせん業者に対してどういふような規制をしていくかという点につきまして、外務省と検討中でございます。われわれのほうとしては、やはり、いま国内でいわゆる民営の職業紹介事業について許可・認可をやっていると同じように、許可・認可の基準をはつきり振興法の規定に際してやるのに、保存はございません。それから、民間業者を活用するという方向についても、保存はございません。ただ、その規制の問題で、どこがどういふふうに監督し、どういふふうな取り扱ひのしかたをするのかという点について、まず最終的に外務省とよく協議して振興法ができるように努力していきたいと考えております。

○西村(関)委員 この海外移住審議会の答申を見ましても、民間団体の項には「移住事業に従事する内外の民間団体には積極的に参加を求め、その自主的活動を助長支援するとともに、効果的であれば公的実務機関の事業を一部これに委嘱することも望ましい」と、このういふふうなうたわれております。この審議会の答申はあくまでも尊重するということは大臣もしばしば言明しておられるところでございまして、この精神から申しますならば、私がいま指摘いたしております民間業者の取り扱ひについては少し消極的であるのじゃないかという印象をいままでの答申では受けるのです。外務、労働両省において、その担当者においては、もう少しこの答申の精神を生かして、民間業者の立場をも十分に考慮して、今後の具体的な解決を、高木局長の言わ

れますように一日も早くしていただきたい。法的な規制もさることながら行政の面の指導におきまして、この答申の精神に沿つてやっていたきたいというところをお願い申し上げます。

それから、さっきの、地方海外移住協会を通じてあるいは地方自治体を通じてなされることの海外移住、特に炭鉱離職者の海外移住につきまして、冒頭に私が引証いたしましたように、かなり明るい見通しも出ています。そういう点につきまして、現在どのくらい炭鉱離職者が海外に出ておられるか。そして、どのような成績をあげておられるか。また、今後の炭鉱離職者対策について労働省としてはどういふふうな考えておられるか、その点をお伺いしたいと思います。

○三治政府委員 炭鉱離職者の海外移住につきましては、現在まで中南米に約五百三十四名出ております。全体としては海外移住された方が七百三十四名。これは石炭の臨時措置法による対象になった方でありまして、さらに、その海外移住の關係につきまして、従来九万円の移住資金を出しておりましたのを、今年は二十万円に引き上げましたので、予算措置もとりました。この四月の十日に、各地方知事さんに、この海外移住について今後特に配慮方を通達したところでございます。

中南米を中心とした海外移住につきましては、今後事業団ができますれば事務手続その他もつと強力になると思ひますし、大いに海外移住を促進していききたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 海外移住に準ずるものとして、これは定着しませんから純粋な意味における移住者ではありませんが、ドイツに派遣いたしております短期の炭鉱労働者の現況はいかがですか。

○三治政府委員 これは、一番最初、在籍労働者として、ドイツの石炭の採掘についての技能習得という面、これはヨーロッパ以外の地域からの労働者の移住をかく禁止しておりますので、その点で、いわゆる技能習得という名目でやっております。その後、在籍労働者を出すにつきまして、石炭会社のほうが在籍労働者を出すのを拒否してまいりましたので、今度は離職者を出すようにして、現在七十名の離職者を出しておりますが、今年西独側からその離職者でも非常に優秀だからさらに送つてほしいという再三の要請が参つております。ただ、ここで年齢制限が非常にあります。それから、独身で行かなくちゃならぬという問題で、募集、選考になかなか困難を來たしておりますが、現在その離職者についての第二次送出につきまして目下石炭経営者協会のほうと協議中でございます。

大体飛行機一台のチャーターになりますと百二十人単位になります。その線ではいま協議しております。それから、行かれた方たちは、非常に優秀で、評判がよろしゅうございまして、ほとんど事故もございせん。その点、日本の炭鉱労働者の優秀性がヨーロッパでも非常に認められておるといふことでございまして。

○西村(関)委員 私も、五年前にドイツへ参りましたとき、炭鉱労働者の諸君ががんばっている現場を二カ所ばかり回りまして、いろいろ現場の表情に触れたわけなんです。一生懸命が

ばっておられるのでありますが、国内のいろいろな活字になったものとかあるいはいろいろな日本の映画だとかフィルム、そういうものを要求している向きが相当強かった。日本の最近の情勢を知りたい、また、日本のものに触れたい、そういうことに対する送り出したあとの援護と申しますか指導激励、この点についても労働省は配慮しておられると思う。五年前のことですから、その後ずつと年月が流れておるので、配慮しておられると思います。が、今後とも、離職者の場合はなおさらのこと、そういう点についての配慮をしていただきたいと思います。

労働省関係の質問はこれで終わります。

次に、建設省関係につきましては、産業開発青年隊が従来成果をあげておられます。現在は産業開発青年隊はどの方面にどのくらい出ておられますか。これまでの成果はどういうふうにか具体的にあげておられますか。まずその点をお伺いしたい。

○町田政府委員 お尋ねの産業開発青年隊でございますが、昭和三十一年に最初の隊員を送り出して以来、今日まで十一回にわたりまして約二百四十名に及ぶ隊員を送り出しております。今年度は三十数名の隊員を送り出すべく、七月上旬の乗船を待機しております、こういう状況でございます。

行きました連中がその後どういう活動をしているかと申しますと、現地で約一年余りの教育を受けまして、それから各自志望に応じて各方面に活動をしていただいておりますが、測量関係、機械関係、土木関係、電気関係、建築関係、農業関係、商業関係と

いうふうな分野で、約二百四十名のうち二百名近い者がそういう分野で活躍をし、残りの者は現在訓練所で訓練中、こういう状況でございます。主として訓練をいたしておりますのは、南のほうのパラナ州のセラ・ドス・ドラードスという場所に訓練所がございます、そこで一年間の訓練を受け、あるいはそこで待機をする、こういう状況で現在活動をいたしておるわけがあります。

○西村(関)委員 産業開発青年隊と現地の海外協会連合会との関係はどうなっておりますか。

○町田政府委員 この産業開発青年隊の受け入れ機関といたしましては、現地にサンパウロに農業拓植協同組合という法人があるわけでございますが、この法人に對しまして、海外協会連合会の補助金がこの受け入れ機関である農業拓植協同組合に交付されておる。したがって、現地にあります海協連の機関からこの農協に對して所要の補助金が交付されておる、こういう関係に相なっております。

○西村(関)委員 今度の事業団が発足いたしました際には、海協にかわる事業団から農協に補助金が出る、産業開発青年隊がその利益を受けられる、こういうふうな解釈してよろしいですか。

○高木政府委員 さようでございませう。現地の機構をいま変える考えはございません。

○西村(関)委員 昨年に比べてことしの予算はどうなっておりますか。

○町田政府委員 昨年度は六百六十万の予算を計上していただいたわけでございませうが、今年度は移住事業団に對

する交付金といたしまして産業開発青年隊関係で二千四百八十万の予算を計上いたしております。

○西村(関)委員 要求は幾らだったのですか。

○町田政府委員 現地の受け入れ機関であります農協からの要望はかなりの額にのぼったわけでございませうが、それを外務省と御相談申し上げてそういう数字にまとめたわけでございませう。現地からの要請は約八千万ないし九千万近い要請があったように記憶いたしております。

○西村(関)委員 建設省としては現地の要求をできるだけかなえたいというふうに努力せられたはずだと思つておると思いますが、九千万が二千四百万といふと、四分の一程度に削られておるといふことなわけです、その予算の折衝過程で建設省は外務省とあるいは大蔵省との間でどういふ折衝の経過があったか。これは現地の要求からは大幅に削られておる。その過程に對してはどういふ事情があったのですか。

○町田政府委員 現地の農協の運営自体にもかなり問題がございまして、実は去る三日私どものほうの参事官が現地に視察に参りまして、今後の運営方法、こういうものを現地について十分つづきに検討してまいら、こういうことで出版中でございますが、従来から、私も現地からの情報によりまして、農協の運営自体が必ずしも十全でないといふことの話を聞いておりますので、現地からのせつかの要求でございませうが、そういう今後の運営状況の改善の問題もございませうので、外務省ともいろいろ御相談申し上げた結果、今年度はいま申し上げたような予

算でひとつやってまいら、こういうことで話をいたしたわけでございませう。

○西村(関)委員 現地の受け入れ機関の農協に問題があるから要求どおりの予算を通すわけにいかなくなったのだ、端的に言えばそういうことなんでしょうが、どういふ点が問題なんですか。

○町田政府委員 私どものほうで産業開発青年隊をこういう形で創設をいたしました、その後追加してまいっております基本的な考え方は、要するに、単なる農業移民というふうな形でなしに、一定の技術を身につけた技能労働者として現地で活躍をしておらう、こういう趣旨で発足をいたしましたわけでございませうが、こちらの訓練期間といふのもわずか一年でございませうので、十分現地の要望にこたえる程度教育が残念ながらまだ充実してない。また、現地でも、そういう技能労働者として養成をし訓練をするという趣旨からいいますと、必ずしも十全でない面が見受けられるわけでございませう。そこで、今後の方針としては、こちら、内地におきます訓練ももう少し期間を延長をして、すっかり現地の要請にこたえられるような技能者としてふさわしい青年を送り出してまいりたい。

また、現地の一年の訓練期間中에서도そういう方針で訓練を実施したい。そういう目的のためか言いますと、現在の農協協という形の受け入れ機関がはたして適當であるのかどうか、あるいはこういう事業団ができませんか、この運営を事業団に将来移管をするといふふうな問題も考えていかなければならいと思つた、そういういろいろな関係の問題もございませうので、今年度はさしあたり先ほどの外務省との話し合

いのつきました数字で予算を計上いたしましたわけでございませう。

○西村(関)委員 ただいまの御答弁では、産業開発青年隊それ自身の技能訓練に問題がある、それが、こちらで訓練していても期間が短い、また現地の訓練も十分でないから、向こうの要求するものにマッチしないという点の性格とか現状とかいろいろものと関係のないことであります。これはやはり送り出す側の政府側の問題点だと思つて、むしろ、向こうで必要とする技能と日本で考えている技能と必ずしも

びたと合うということでないように私は聞いています。その点は現地主義でやはり訓練をやらなければいけないといふことも言われておるわけなんです、それとは別に、私が聞いておるは、現地の受け入れ機関である農協が具体的にどういふところに問題があるか。これは、いま参事官が行つて調査しておられるのだから、調査の結果を待たないと十分なこととはわからぬと思つておる、しかし、青年隊を送り出す責任の立場にある建設省として、ある程度ことは、送り出す受け入れ機関である農協のことは知つておるはずだと思つておる、どういふ点が

いけないのですか。

○町田政府委員 たとえば機械の整備購入といふふうな問題に例をとつて申し上げますと、機械といふのは一組になつて購入いたしませんとなかなか一定の訓練ができないといふふうな事情があるわけでございませうが、それがなかなか一組一組に買えない、ことしはある機械、さらにそれに付随して必

要な機械は次年度というふうなことで、必ずしもワンセットであるべき機械がなかなか一ぺんに調達できないというふうな事情もございまして、そういう分散をして機械を買うということよりも、金額的には少なくなるかもしれないが、ワンセットをまとめて一年度に整えて、そうして訓練のしやすいように整備をしてまいりたいというふうな問題があるわけでございまして、それが予算の関係で年度に分けて分割購入せざるを得ないというふうな事情も一つあるわけでございまして、今後としては、そういう訓練に必要な機械はできるだけワンセット分ずつ整備をしていくというふうなことを考えておるわけでございまして。

○西村(関)委員 いまの局長の御答弁だと、予算の面だけが問題になっておるように受け取れますね。そんなら予算をふやしたら問題は解決するわけだけれども、それだけに、向こうが要求してくる予算を四分の一に削るということは矛盾するんじゃないですか。予算をふやせば問題の解決がつくことを、予算を削るということは、どうも私は答弁の趣旨が一貫していないというふうな受け取りです。それ以上私はお伺いたしません。今後は、農拓協に受け入れ機関として従来どおり送り出すか、あるいは事業団に受け入れ機関として送り出すか、その点についてはまだ結論が出ていないのですか。

○町田政府委員 先ほどの問題で追加してお答えいたしますが、そういう訓練のための機械の問題のほかに、いろいろ現地の農拓協の現在の指導体制、そういうものにもいろいろ問題があるや

に聞いておるわけでございまして。

それから、将来の問題でございまして、これは、この法案の立案の過程で、外務省という御相談を申し上げまして、さしあたり、今年度に関する限りは、従来の産業開発青年隊につきましては従来のやり方でやっていく、こういうことに一応話し合いたいというふうなことが、先ほど申し上げましたように、担当者が現地に参っておりまして、それが帰ってまいりましたら、現地の事情等も勘案しながら、いま先生のお尋ねの、従来の方式でやっていくか、あるいはこの事業団に運営をゆだねるか、そういう問題をあらためて検討したいと考えております。

○西村(関)委員 ただいまの問題につきまして、移住局長の御見解を伺いたい。

○高木政府委員 農拓協は名前のとおり農業者の団体でございまして、したがって、農拓協の根本的の考え方は、日本から若い優秀な人を入れて農業に使用したいというのがねらいでございまして、それに産業開発青年隊技術者としてのお世話を願っておるというところに、根本的にいろいろ無理があるわけですから、そういう点を、どこまで無理をやつてもらえるかどうか、そうして産業開発青年隊の趣旨が十分生かせるかどうかという点を、このたび建設省の参事官がおいでになって実際に見て、ひとつ将来の方針をきめようということになっておる次第でございまして。

○西村(関)委員 外務省としては、やはり、事業団を充足させる以上は、事業団一本で受け入れるように持っていきたいという考えをお持ちな

んですか。

○高木政府委員 外務省としては、事業団はなるべく仕事の範囲は狭くして、現地の団体、現地の組織あるいは現地の人をできるだけ活用すべきだというふうな考えでおります。

○西村(関)委員 そうすると、やはり現地の農拓協も生かしていきたいというお考えであるというふうな受け取つてよろしいですね。

○高木政府委員 農拓協が適切であるか、あるいはそういう技術関係の関係を法人を結合したようなものをつくったほうがいいのか、あるいは農拓協にそういう人を加えたほうがいいのか、これは現地における実情に応じてきめることであると思ひます。

○西村(関)委員 そういたしますと、やはり現地中心主義、私が先ほど申しました現地の実情に即した受入れ機関をつくつてそれを活用していく、こういう根本的なお考えに立っておられるというふうな理解してよろしいですね。

○高木政府委員 そのように理解していただいてけっこうです。なるべく現地の自発的な活動を促進していく、事業団は、どうしても民間でできないところを国がやっていくのであるという形をいくべきであるというふうな考えでおります。

○西村(関)委員 この現地の要求した予算を建設省から外務省に差し出されたのが四分の一以下に削られておるというところについては、建設省方面でも相当不満があるだろうというふうなことは聞いておるのです。いま委員会の答弁ですからそういうようなことはおっしゃらないと思ひますし、おっしゃらないのがあたりまえだと思ひますけれども、そういうようなことが私の耳にまで入っているわけですが、どうも建設省は外務省にしてやられたというふうなふんまんがある。局長にはそういうことはしないにしても、部下の人たちの中にはそういうものがあるのじゃないかと思うのです。そういう点については、これは外務省の仕事でないから予算を削つていいというふうな考えがもしあると、これは私は非常に間違

だと思ひます。そういう点については、いま両局長が言われましたように、受け入れ機関の農拓協自体にも問題があるし、また送り出す技術労働者の指導訓練の上においてもなお検討しなければならぬ問題があるから、ただ数だけを送つてもどうかと思うから今年はこの程度にしようというところで削られたのだというふうな、私はすなおに受け取つていきたいと思ひますが、その点、そういうふうな受け取つてよろしいか、念のため移住局長にひとつ見解を承りたいと思ひます。

○高木政府委員 海外協会の現地の毎年の予算につきましては、海外協会連合会の現地支部からも現地の必要とする要求を出してくるのであります。その額を合わせますと、実際の予算の五倍、六倍という金額でございまして、これはとても達成できないわけでありまして、ことに、毎年各省予算は何割以上、五割以上は要求をできないというふうなことでございまして、移住関係は特別であるというので、そういう規制があつても何とかして多くふやそうようにしておるのですが、実際はそれが現地の要求の五分の一あるいは六分の一におさまつておる実情で、産業開発青年隊の予算もそれ以下になった次第でございまして。

○西村(関)委員 次に、通産省にお伺いいたします。

通産省は企業移民のあつせんをしておられるわけですが、現在までのどのような成果をあげておられますか。この移住事業団法案と関連して今後どのような方針で企業移民のあつせんをやるかと考えておられますか。その点をお伺いします。

○前田説明員 通産省といたしましては、経済技術協力の一環といたしまして、かねがね海外移住に参ります企業あるいは技術者の進出につきましても促進・振興をはかっているわけでございまして、特に、技術者の進出促進に關しましては、海外技術者進出促進事業という予算も取つておりまして、それによりまして、東南アジアあるいは中南米その他の地域に対しまして技術者のあつせんをいたしております。この事業は、日米商工会議所をはじめ、商工會議所の関係に委託をいたしまして、海外に六カ所の事務所を持つて事業を進めております。これはあくまで経済技術協力の一環でございまして、移住というところは離れまして実施しているわけでありまして、今後移住といたしましては、企業あるいは技術者を中心にいたしまして移住というものが大いに伸びていくのではないかと期待をいたしているわけでございまして、このようにな新しく伸びてまいります移住に關しましては、外務省と十分協議をいたしまして、円滑にまた積極的に推進されるように進めていきたいと考えております。

○西村(関)委員 経済協力の一環として、技術協力という点から、あるいは

企業提携という上からやってきた、今後その点について通産省としては十分外務省と緊密な連絡・協議をしながらやっていきたい、こういうことを言われましたが、具体的にどういう前向きな姿勢でこの企業移民を進めていくか。外務省にまかせきりにするのか、通産省としての計画も持ってそれを外務省に相談していくのか、その点を伺いたいと思います。

○前田説明員 企業あるいは技術者の移住という問題は今後伸びていく問題ではないかと考えるわけでございまして、かねがねは経済技術協力を中心に実施いたしていただけてございまして、移住に関しては、具体的には計画あるいは選定等につきましては外務省と十分具体的な打ち合わせをいたしまして進めていきたいと思います。

○西村(関)委員 同じ答弁をしておられるのですが、通産省自体の計画はどういう計画を持っておられるか。今後外務省と十分な連絡をとって協議をしてやっていくということでは、きわめて抽象的です。主体性も何もない。外務省にまかせきりでやるというならば、それも一つの方法です。外務省の方針によつてやるというならばそれもいいですが、通産省としての方針はどうですかと聞いているのです。

○前田説明員 ただいま申し上げましたように、今後発展してまいります問題でございまして、今後具体的な動き方を十分見ました上で新たな政策を考へるといふことに持っていきたいと思ひます。

○西村(関)委員 そうすると、現在具体的には計画がないということですね。非常に大事な仕事であるが、今後

の推移を見ながらおもむろに計画を立てて外務省と相談してやる、これでは積極性も何もないわけですね。全くあたまたかせのやり方と言わなければならぬ。国内のことで通産省も一ぱいおかしませんが、しかし、海外の経済技術協力というものは通産省の大事な仕事であると思うのです。そういう面から、企業移民の進出については、もちろん外務省と緊密な連絡をとって相談してやってもらわなければいけません。通産省としての主体性というものは現在は何もない。これでは私は役目が果たせぬと思うのです。今年の計画があるはずでしょう。計画に伴うところの予算も取っておられるはずでしょう。どの程度のことが三十八年度においては実施されようとしているのですか。

○前田説明員 経済技術協力の一環としていたしまして、海外技術者進出促進事業の予算を取っているわけではございまして、三十八年度につきましては三千五百八十七万六千四百の予算を計上しております。

○西村(関)委員 ただ予算を取っておるといふだけでは、私が繰り返して申し上げておるように、自主性も積極性もないと言わなければならぬ。どの程度、今後さらに予算もふやして、どの国へ対してどう、どの地域へ対してどうという具体的な計画が通産省としてはなされなければならぬ。風のおもむくままにそのときそのときの情勢によつて計画を変えて、そのつど外務省に相談していくというのでは、私は成果があがらないと思うのです。そういう点につきまして、通産省はもつと

しっかりやっていただきたい。

外務省としては、この企業移民についてはどう考えておられるのですか。

○高木政府委員 外務省は、企業の移住についてはわれわれの移住関係はタッチしておらないのです。技術者の移住を考えておられるわけでありまして、技術者ができるだけ出ていくことが、将来の企業進出の先がけとなるといふ、促進になっていく、こういうふうなことを考えているわけでありまして、それで、今後の海外移住は、農業移住から徐々に技術移住及びそれに伴つて通産省のやっておられる企業そのものの移住にまでいくべきであるという考え、これに力を入れております。そういう方針につきましては、始終通産省とも連絡して、技術移住の推進については御協議をされている次第であります。

○西村(関)委員 今後外務省としては技術移民の振興をはかっているわけですが、その点は通産省と十分連絡をとつてやる、しかし企業移民については現在外務省としては考えてないということですが、通産省としては、やはり、企業の提携といふ点から、経済協力、そういう見地から、企業がセツトとして海外に出ていく、それには機材も人員ももちろん資本も、それはその国の規制に従わなければならぬことは言うまでもありませんけれども、そういうことが海外経済技術提携の上から非常に大事な仕事であるということを考へてお

られますが、そういう点については、これまでのことは外務省としては考へてない、それは一に通産省にゆだねている、こういうふうな受けとつてよろしいですか。

○高木政府委員 ゆだねているということばがどうもはつきりわからないのですが、われわれも非常な関心を持っておるわけではございまして。しかし、企業が海外に進出することについては、通産省も非常に大きな関心を持っております。もちろんわれわれも外交的立場から関心を持っておりますから協力してやっておりますわけですが、移住関係に限定いたしまして、外務省の移住局がどういふ主体性を持ってやっているかという点につきましては、人の移住を考へているのでありまして、資本とか施設とか、こういうものにつきましては、われわれのほうが主担当しておらないのであります。もちろん、海外移住には企業に伴つた移住もございまして、その場合の仕事の主責任の分け方は、企業が自分の費用で、たとえ永住の人でも国の渡航費貸し付けを受けないで行く場合には通産省が中心になって世話をしていく、それから、そういう場合でも、企業に伴う移住者でも国の渡航費の貸し付けを受けて行く場合には、一般の移住者と同じようにこの事業団を通して外務省が中心になって指導していく、こういうような仕事の分担をやっております次第でございまして。

○大平国務大臣 ちょっと補足いたしますが、経済協力の分野と移住政策とを区別してお考へをいただきたいと思ひます。経済協力は、世界の貿易構造が変

わつてまいりまして、単なる物資の売り買いだけではなくて、非常に広範な協力関係を打ち立てないと貿易そのものでもできないような状況になってきておりますので、資本の援助、技術の援助、あるいはあなたの言われるセツトとしての企業の移住、そういうことを考へなければならぬ。この仕事は私どものほうでも経済協力局が担当いたしておるわけではございまして。これは移住政策とカテゴリーを別にいたしまして政府のほうでやっておりますわけではございまして。これには、もとより、各地域の状況によりまして、資本を主にするところ、技術を主にするところ、あるいはそれを合わせてやるところもございまして、その前に投資事前調査その他計画性を持って私どもの政府のほうで配慮いたしているわけではございまして。

移住政策は、いま局長の言いましたとおり、人というものを目安にしております。しかし、人といふことも、向こうで小さい企業をやることになる。これは農業とか漁業とか工業とか、法文にも書いてありますように、これは一つの企業なんです、向こうで企業をもくろむわけではございまして、そういう意味で、人を主体にして仕事がついてまいるという部分は当然この事業団で担当してしかるべきものと思ひます。でございまして、先生の言われるのは、言う意味のセツトとしての企業移民というふうなことは、これは経済協力の分野の仕事じゃないかと私は思ひます。

○西村(関)委員 一応そういうふうに分けていま外務省で考へている、すなわち、関で考へているところの移

住計画というものは人を単位にしたものである、企業を対象にしているものではない、これは別な経済協力という面から取り上げていくんだということでありますが、この答申を見まして、相手国の開発計画に沿った企画をしなければならぬということがうたわれておるわけでございます。私の申し上げておるのは、その区分の問題は別として、企業移民というものが移住政策に非常に密接な関係があるという点から申し上げている。これは、取り扱う分野が、国の官庁の分野が違ふという点でありまして、そういう意味から、この答申の精神から言いますと、そういうものを要求する相手国の実情というものがやはりあるということも、これはお認めになっておられる点だと思ひます。また、多数国間の共同プロジェクト化ということも、うたわれておるわけでございます。これは、答申の精神から申しますならば、どこかでこういう問題はやはり取り上げていかなければならないと思うのであります。一応、個人の移住というのを中心として、そのみに限らないと思ひますけれども、中心として考えられておるといふふうに理解させていただきます。

先ほど私が申し上げました点で、ゆだねるということがどうもわからぬと言われましたが、それは、国語の解釈をするまでもなく、まかせるといふことなんでしょうから、通産省にその点はおまかせして、技術移民については主体性をそちらで持ってもらふということなのか、外務省は重大な関心を持つが、一応その計画は通産省でやってもらうという意味なのかということをお聞きいたします。

いたんです。大体、局長の御答弁も、重大な関心を持って、関心を持っています。全然まかせつきり、こっちはほかおかりをしてそれはもうノータッチだということ意味じゃないのだという意味の御答弁であつたと思ひますが、さように理解してよろしいですか。

○高木政府委員 非常に重大な関係がございまして、いま先生のお考えになりましたように、重大な関心を持って、時には協議にもあずかるということと、まかしつぱなして全然関心がないうということではございません。

○西村(閣)委員 それでは、通産省の関係はこれで終わります。次は外務大臣にお伺ひいたします。

外務大臣は、移住行政はサービスだ、これはあくまでサービスなのだということをしつぱし仰せになりました。私は、そういう考え方を持っていて、このことだと思つております。移住行政は監督行政じゃない、サービスだ、こういう基本的なお考えを大臣が持つておいでになることは、私は非常に正しいとお考えだといふふうに思つてございます。だから、問題は、従来の移住行政というものは監督行政であつたといふ点でございまして、大臣のお考え方が下部末端まで、外地のすみずみにまで、出先のすみずみにまでどのようになつていくかということが、私は問題だと思つてあります。あくまでも移住行政はサービス行政だといふお考え方に立ちましてやつていただきたい。しかし、従来の移住行政のあり方を見ますと、監督が非常にきびしく、行政が滞滞するといふような面が

相当あつたといふふうに私は感ずるのであります。

そこで、木法案の中身を見まして、これは法体系からいふふうにも、しないといふたしかたないのであろうと思ひますけれども、外務大臣の許可事項と申しますか、また外務大臣の監督権といふものがあまりにも多過ぎるし、また重過ぎるという印象を受けるのであります。そういうような点につきましては、これで運営がうまくいくかどうか。大臣のサービス行政だと言われることがうまくいくかどうかという点であります。監督関係の条文が、私が数えただけで二十カ条ほどあります。あまり多過ぎると思ひます。大臣は、事業団ができたならば、事業団の自主的な運営にゆだねて、清新はつとつとした仕事をやらせてもらうのだということをしつぱし言明しておられるのであります。この法案ではあまりにも監督関係の条文が多過ぎるというふうに思つてございまして、従来から申しますと、出先の海協連の支部あたりが、橋を一つかける、道をちよつと直すにしても、一々東京の本省に伺ひを立てないといけないといふことで、非常に手間どるといふ実情があつたのであります。そういうようなことで、大臣の御趣旨とは私は沿わないと思つてございまして、この点につきましてはどういふふうにお考えになるか。

また、たとえば事業団が借金をしようといふような場合でも、長期はもちろんのこと、短期の借金でありまして、外務大臣の許可を受けなければならぬ。これではつなぎ融資もできないといふことになるかと思ひますが、そういう点につきましては、実際の責任

の立場にある移住局長はどういふふうにお考えになりますか。

○高木政府委員 先生がおっしゃいました外務省の監督関係というのは、全部金に關係のあることでございまして、大蔵省に協議するわけでございます。橋をかけるとか何とかいふ問題は、これは実行予算といふことであらかじめ打ち合ふこともできると思ひます。それから、いまのつなぎ融資の場合も、實際上差しかえないようにできると確信しております。

○大平国務大臣 数回前の委員会でございますが、西村委員と問答いたしましたことがございます。私は、こういう法律はあまりいいでじやないと思つております。と申しますのは、これは、日本の官僚制度の明治以来の慣性として申しますか、官が上におりまして民を監督していくといふ、それは、日本のように資本主義が幼少であつたころ官が主導権を持つて引っぱつていくといふことは、その段階において必要であつたかと思つておりますが、それから御承知のように役人にすぐれた人が登用されていくといふことで、官は民を監督するんだという慣行がずっと続いてきた。それで、非常に法律が多くなつて、一国会に百五十も二百もの法律が出るというところは、これはとても常識的じゃないと私は感じておるのです。そこで、これは大平一人の赤手で支えられるものじやございませんで、ただ、私は、この移住事業団といふものをとまかくこれから指導していく場合に、私の指導方針としては、できるだけ干渉するなといふことでやつていきたいと思つてございまして、いろいろな規定がたくさんございまして

けれども、こういうものも、いま局長が言ったように、大蔵省という国庫を預かつておる省といつたしましては、厘毫もむだにされては困るという要求がございまして、政府がまとめていく上におきましては大蔵省の言い分も一応聞いて法案に固めてまいらなければならぬのですけれども、これは、政治という立場でお互いに見た場合に、こんなことでもいいのかといふことは、あなたも私も同感でございます。そこで、私もでございますことは、こういう積弊、——と云つて差しかえないと思ひますけれども、これは、この法律ばかりでなく、そういう眼光で見た場合には、あらゆる法律によけいな規定がたくさんあるわけですね。こういうようなぜい肉はできるだけとりまして、すっきりしていきたいという願望は人一倍持つておるのでございまして、私も、これを直ちにこの法案にあらわせと言つても、大きな崖を持ち上げるようなもので、とても私の力では及びません。したがつて、これを運営していく場合には、私がこの間先生に申し上げたような気位で当たつてみようと思つております。それでできるだけエネルギーのロスがないようにしないと、これは海外移住事業団法ばかりでなく、行政全体がマンネリズムになつて、非効率になつて退屈なものになつて、よどみができてしかたがないと思つてございまして。したがつて、私の外務大臣としての立場におきましては、そういうことで指導していつて、これがだんだん慣熟してまいりまして、もうこういう規定は死文になるじやないかといふようになることを私は希望いたしておるのです。そういう

私は迅速かつ円滑な行政ができないと思ふのでございます。それであればこそ、私はこの答申の条文をまたしても引き出しますけれども、これは大臣も認めておられるように、われわれもこの答申が正しい答申であると考えますから、その点について申し上げるのではありませんが、在外機構のところでございまして、在外機構について配慮すべき事項は次のとおりである。(一) 専決事項を多くし現地中心主義を強化すること、(二) こういうことがこの答申にはつきり出てゐるわけでございます。やはり、サービスをサービスたらしめるためには、現地で早くきめられるようなぐあいに今後は持つていつていただきたい、かように思うわけでございます。そこで、大臣のそういうお考え方を突き詰めていきますと、近い将来においては移住局なんかはないほうがいいのだ、移住局はやめてしまったほうがいいのだというふうに、移住局不要論を大臣は本委員会におきまして私の質問に答えて二回も繰り返して唱えておいでになるのでございまして、その意図しておられる点はよくわかります。それは、先ほどからも申し上げておられますように、何でもかんでも政府が監督をしてやるのだというのではなくて、事業団にまかせて、事業団の清新はつらつとした運営にゆだねるのだというお考えから出てゐることであらうと思ふのでございまして、大臣がやめられたら、移住局不要論というものもどこかへ吹っ飛んでしまうのかもわからぬ。その点、これは何も移住局が軽局であるとか重い局であるとか外務省における外様の存在である

とかいふような意味からではなくて、移住行政のサービス行政としてのあり方から出たまことに正しい御見解であると思ふのでございまして。ただ単に役所の簡素化という意味だけでなくて、移住行政の本質から言つて局ななくなつていゝのだ、こういうお考えから出てゐると思ふのでございまして、そういうお考えをやはり実行していただくわけにはいかないと思ふのです。そういう実行なさる上においてどこかで抵抗がございまして、あるいは、実行なさるといふことにつきまして、それはただ観念的な空論的なことではないと思ふのですが、真剣にお考えになつていらつしやるならば、実際に移住局をやめてしまおうということについて具体的にどう考えておられますか。

○大平国務大臣 役所の多岐にわたる指導、干渉、監督、そういうものをできるだけ整理して、事業団にきびきびとした責任ある自主的な活動をやらせてまいらうといふことを各省に求めなければならぬわけでございます。しかし、ものごとといふものは、自分のほうがやらぬとほかの省が動くものではございまして、かりに外務省が移住局を移住庁にする、しかしおまえさんのほうは監督をやめてくれと言つたつて、各省は承知しないと思ひます。したがつて、随分よめ始めよ、まず外務省が移住行政について行き過ぎた干渉がましいことをやめなければ、ほかの省は信用しないと思ふのでございまして。私は、先ほど申しましたように、この事業団を育てていつて、これにはできるだけ自主的な責任を持たすとなれば、移住局のように大きな機構は要

らぬと思ふのです。外務省に、監理官と申しますか、そういうものを官房にでも若干のスタッフを持つて、各省から一人か二人来ていただければ、それでたくさんではないかと思つてゐるわけでございます。そして、移住局は極めて監理官室にするのだ、外務省がそういう姿勢をとることが、各省にいろいろなものを言える、御信用を得るゆゑに、各省では、大平君はあつたこと、を言つてゐるが、半信半疑だと言つてもいいかもしれませんが、私は本気で考えております。そのように持つていかなければ、とても船頭多くしてろくなことはないと思ひます。私はそういう決意で真剣に考えておりますので、御信頼をいただきたいと思ひます。

○西村(関)委員 重ねて大臣の御所信を承つて、私も意を強うするのでございまして。ますます大臣が好きになるわけですが、どうかひとつそういう期待にそむかないように実行していただきたいといふふうにお願ひ申し上げます。次に、おとといでしたか、実は私も社会党の河上委員長が一通の手紙を私に渡された。これはブラジルから委員長あてに來た手紙です。委員長はたんにこれをお読みになりました、そして、これは移住に関するところだから、ひとつよく検討するようにと言つて渡されたかなり長文の手紙でございまして、私は、これを何へんも繰り返して読みまして、こういう問題があるといふことをあらためて承知したのであります。これは長いですからこの委員会でも一々読み上げることをしないでおこうと思ふのですが、実際は読みた

いのです。ここで大臣及び皆さんに読んで認識をしていただきたいと思ひますが、時間の関係がありますから、いまさらそういうことをいたしません。が、これはブラジルのロザリオ地区の近くのマラニオン州のロザリオ地区に入植をした人たちがございまして、そこで、二年間余り一生懸命やつたけれども、どうにもこうにもならないというふうな状態になつて、現地の海協連等のお世話を受けて、サンルイス島内のエストラーダーバというところに移られたのであります。しかし、非常に資金に枯渇をして、海協の支部が一生懸命融資のあつせんをしてくれたが、昨年の七月から始めて、ようやく本年の一月の初めに貸し付けになつたけれども、これは、融資のワケの減額によつて、二百七十コントスの要求に対して、わずか五十コントスに減額をされた。これではどうにもこうにも立ち行かぬ希望の綱が切れたといふことが訴えられてゐるのでございまして。この長い手紙の大半は、外務大臣、あなたあての嘆願書の写しでございまして。この嘆願書はまだお手元に届いてないでしようか。大臣はこれをあらんになつたでしようか。その点まずお伺ひしたいと思ふのです。こういう現地から來る嘆願書というものは、一々大臣のお目をお通しになりますか。いま私の申しましたサンルイス島内のエストラーダーバといふところにいる土居原さん、大塚さん、四元さん、田坂さん、この四人の方の名前で参りました。嘆願書、ごらんになりましたか。

○大平国務大臣 まだ拝見いたしておりません。

○西村(関)委員 移住局長のところへは来ておりますか。

○高木政府委員 嘆願書は全体全部見ておりますが、それはまだ見ておらぬように思ひます。

○西村(関)委員 嘆願書は全部大臣が目をお通しになりますか。

○高木政府委員 回しております。

○西村(関)委員 担当の局長の配慮で、これは回すべきもの、これは回さなくてもいいものという御判断のあることは、全部が全部回すといふことではないといふことは、これは役所の通例から言つてあり得ると思ふのです。が、しかし、局長のところまでも来ないものがあるやに聞きますが、その点いかがですか。

○高木政府委員 そういふことはないと思ひます。

○西村(関)委員 現地の同胞から訴えてくるところによりまして、どうも、出先の領事館、総領事館あたりにチェックせられる、本省大臣あての嘆願書であつても、それを出先でもう押えてしまつて、一種の情報管制といひますか、そういうことが行なわれてゐるやに現地の人たちが訴えてゐるわけですね。ドミニカの場合もやはりさうです。あつたやうです。そういうことが事実ありとすれば、これは先ほど大臣の言われましたサービス行政というものはおおよそ離れたやり方だと言ひなれませんが、そういうことは絶対ありませんか。

○高木政府委員 そういふことは絶対ございせん。

○西村(関)委員 責任者の御答弁を信頼してまいりたいと思ひますが、それでは間もなくこれが來ると思ひます。しかし、私どもの河上委員長のところ

に来た以上は、おそらくそれ以前あるいは同時に出生していると思うのです。ですから、外務省に著かないはずがないと思ふのです。これは一週間前に委員長のところに来て、委員長がお読みになって二日前にお渡しになった。外務省のほうに先に来ていたはずだと思ふのですが、文書課かどこかでとまっているのではないかと思ふ。こういうことは、私はどうも納得がいかなのです。サビス行政だといふことと一致していない一つのあらわれだと思ふのですが、そういう点は外務大臣もよく心にとめていただいて、こういう現地で血みどろの苦勞をして、そして生きるか死ぬかの境目にある人たちの訴え、これは、やはり、一國を代表しておられるところの外務大臣、特に移住行政の大もとであるところの外務大臣は、そういうこまかい、いわゆる池田さんの言われる声なき声をやはり聞き届ける、そして聞き分けていくという配慮がないと、あなたの言われるサビスといふことにはならないと思ふのです。その点につきまして、この文面を見ますと、すでに集團脱耕しているのです。ロザリオ地区からエストラダーバといふところへ移っているのです。ロザリオ地区は失敗しているのです。そういうことについて、農業移民でありますから、農林省は知っていますか。この点は農林省どうですか。

事ですか。
○丸山説明員 日本は知事でございます。
○西村(関)委員 どの知事ですか。
○丸山説明員 はなはだ申しわけありませんが、私まだちょっと具体的な資料を持ち合わせません。

○西村(関)委員 どうも、農林省も知らない。外務省も知らない。出先では知っているのかもしれないが、もちろん知っているとしますが、集團脱耕している。ロザリオから新しいところに移っている。そういうことを、たまたま河上委員長のところに来た外務大臣あての嘆願書の写しを私が読んでいまこれを指摘するといふようなことを、連絡提携を密にするといふことを言っておられる外務省のやり方として、即刻やはり農林省にこのことは通告して、連絡を密にしてやるべきだと思ふのです。その出身地の、――これは愛媛県の人か、――愛媛県知事が外務省の担当官に知らせたといふか、こういうことがあったかどうか、なんだといふことを、知事は自分の県民が苦勞していることに對して重大な関心を払うわけですから、担当官に連絡した。そこから回り回って農林省に來ておる。しかも参事官はあまりよく御存じない。むしろ、私は、外務省の出先から外務省に通告があつて、外務省から農林省に連絡する、そういう緊密な連絡提携といふものがそれこそ必要だと思ふのです。その横のつながりといふものが、これは一例だと思ふのですが、外務省としてはそういう配慮をしない。農林省に對しては全然そういうことは連絡しないといふような印象を受けるのです。それでは私は

大臣の趣旨と全く相反すると思ふのです。高木局長、いかがですか。
○高木政府委員 そういう問題については、全部農林省とよく緊密に連絡しております。ただ、その陳情書は私まだ見ておらないように思いますが、何日付のあれでございますか、調べて御返事したいと思ひます。

○西村(関)委員 事ここに入植以來の経過が書いてあります。それから、どういふ事情で脱耕して転住したかといふことが書いてあります。それから、現状を、どのように苦しんでいるかといふことが述べられてあります。日付は五月八日です。航空便ですから、もうとうとう來てはいるはずで、外務省のどこかにたまってはいると思ふのです。もし外務省になかったら、出先の總領事館で押えているか、どっちかだと思ふのです。即刻お調べをいただきたいのです。野党の委員長はこれを讀んでいるのです。逐一讀んで、検討して、まことにお気の毒だから君のほうでよく検討して現地へ何らかの返事をしてくれといふことで、私はきょうこの委員会へこの問題を提示しまして、外務省からの責任ある御答弁をいただいて現地に知らしてやらなければいかぬ。外務省から必ず返事が来るぞといふことを私は言つてやりたいのですが、これは嘆願書がどこにとまていてるか、これはお調べになつてしるべき返事を出すといふふうによ約束していただけたらいい。

○高木政府委員 そういうのは、從來、大部分の場合は直接陳情書がこちらに参ります。その場合には、現地の出先とも連絡いたしまして処置を講じております。また、海外協会連合会あ

るいは移住会社が扱っている場合は、海外協会連合会を通じてわれわれのほうに別個に事情の御報告が来るというやうなこともございまして、関係者寄つて処置をしておるといふのが実情でございます。

○西村(関)委員 それでは、あとで質疑を続行することとして、一応きょうの質問は終わります。

○野田委員長 午後一時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十分再開

○野田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

○西村(関)委員 午前中に引き続きお問い合わせいたしたい点は、本法案と地方移住行政との關係についてであります。答申の「行政機能の効率化」といふところの(4)に、「地方移住行政」といふ項がございしますが、これは次のやうにうたわれております。「地方行政において、海外移住に関する援護事務は、地方公共団体の事務として積極的に取り上げられることが望ましいが、これと平行して海外移住に関する知識の普及、公的実務機關の地方活動に対する監督、移住あつせん業者及び団体の取締り等は、國からの委任において行なうべきである。都道府県知事が明確な法的権限と責任をもつて都道府県区域内における移住行政の中心となる体制を確立することが必要である。」このやうになつてゐるのであります。が、本法案によりますと、都道府県知事の権限が法的には何らの根拠を持た

ないものになつております。答申の趣旨も、都道府県知事が明確な法的根拠に立つ権限と責任を持つて地方移住行政に当たらなければならぬといふやうになつてゐるのでございますが、この点が從來とは少なくとも地方移住行政に関する限り後退してゐる。都道府県知事の協力なくしては移住行政といふものはできないといふ言ひも言ひ過ぎではないと思ふのでございしますが、この点につきまして、大事な点が落とされておるといふふうには考えられますが、外務当局としてはいかうにお考えになりますか。

○高木政府委員 地方との關係は特に考慮をいたしておりますので、第七章難則の第三十九条に、「事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。2 地方公共団体は、事業団に對し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。」といふことがございします。また、事業団の業務については、これは第二十二條でございしますが、「必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第一項各号に掲げる業務の一部を委託することができ、これは、これは事業団に關するだけでございしますが、こういう規定がございまして、地方との關係は特別に考慮をいたしております。

○西村(関)委員 考慮されておると言われまが、さきに私が指摘いたしましたやうに、都道府県知事の法的権限といふものは何らなわけなんです。法的権限なくして知事が地方移住行政の責任ある措置をとることができるといふかといふ点が問題だと思ふのでこ

○西村(関)委員 関係の知事といふのは、現地の知事のことですか、日本の出身地の知事のことですか。どこの知

事ですか。

○丸山説明員 日本は知事でございます。

○西村(関)委員 どの知事ですか。

○丸山説明員 はなはだ申しわけありませんが、私まだちょっと具体的な資料を持ち合わせません。

○西村(関)委員 どうも、農林省も知らない。外務省も知らない。出先では知っているのかもしれないが、もちろん知っているとしますが、集團脱耕している。ロザリオから新しいところに移っている。そういうことを、たまたま河上委員長のところに来た外務大臣あての嘆願書の写しを私が読んでいまこれを指摘するといふようなことを、連絡提携を密にするといふことを言っておられる外務省のやり方として、即刻やはり農林省にこのことは通告して、連絡を密にしてやるべきだと思ふのです。その出身地の、――これは愛媛県の人か、――愛媛県知事が外務省の担当官に知らせたといふか、こういうことがあったかどうか、なんだといふことを、知事は自分の県民が苦勞していることに對して重大な関心を払うわけですから、担当官に連絡した。そこから回り回って農林省に來ておる。しかも参事官はあまりよく御存じない。むしろ、私は、外務省の出先から外務省に通告があつて、外務省から農林省に連絡する、そういう緊密な連絡提携といふものがそれこそ必要だと思ふのです。その横のつながりといふものが、これは一例だと思ふのですが、外務省としてはそういう配慮をしない。農林省に對しては全然そういうことは連絡しないといふような印象を受けるのです。それでは私は

大臣の趣旨と全く相反すると思ふのです。高木局長、いかがですか。
○高木政府委員 そういう問題については、全部農林省とよく緊密に連絡しております。ただ、その陳情書は私まだ見ておらないように思いますが、何日付のあれでございますか、調べて御返事したいと思ひます。

○西村(関)委員 事ここに入植以來の経過が書いてあります。それから、どういふ事情で脱耕して転住したかといふことが書いてあります。それから、現状を、どのように苦しんでいるかといふことが述べられてあります。日付は五月八日です。航空便ですから、もうとうとう來てはいるはずで、外務省のどこかにたまってはいると思ふのです。もし外務省になかったら、出先の總領事館で押えているか、どっちかだと思ふのです。即刻お調べをいただきたいのです。野党の委員長はこれを讀んでいるのです。逐一讀んで、検討して、まことにお気の毒だから君のほうでよく検討して現地へ何らかの返事をしてくれといふことで、私はきょうこの委員会へこの問題を提示しまして、外務省からの責任ある御答弁をいただいて現地に知らしてやらなければいかぬ。外務省から必ず返事が来るぞといふことを私は言つてやりたいのですが、これは嘆願書がどこにとまていてるか、これはお調べになつてしるべき返事を出すといふふうによ約束していただけたらいい。

○高木政府委員 そういうのは、從來、大部分の場合は直接陳情書がこちらに参ります。その場合には、現地の出先とも連絡いたしまして処置を講じております。また、海外協会連合会あ

ざいます。従来は都道府県知事が地方
移住行政の中心になってさいはいを振
るっておったのでございますが、この
難則にきめられておりますが、この
点、あるいは事業団の一部の仕事を受
任することができるといったようなこ
とでは、本気になって都道府県知事が
地方移住行政に当たることはできない
と思うのです。その点いかがですか。

○大平国務大臣 それは、この間局長
からも御答弁があったと思うのでござ
います。ここにあらためて都道府県
知事の権限を明定するということにな
りますと、西村先生の言われることと
逆な結果になると私は思います。な
らば、府県知事というのは、本来固
有の事務として住民の福祉安寧とい
うことに責任を持っておるわけでござ
います。移住行政については当然本来
の固有事務になっておるわけでござ
います。したがって、ここであらためて
都道府県知事の権限をこの法律がきめ
るというようにすることは、非常に非礼な
ことと、移住行政について責任を
持つておるという大前提に立ちまし
て、事業団との関係の技術的な規定を
ここに置くということにいたしましたわ
けでございます。その点は以前の委員
会におきまして御説明申し上げたよ
うな記憶が私にはあります。

○西村(関)委員 その点見解の相違だ
と思うのでございますが、この事業団
の規定の中には、事業団の役員にはこ
れこれのものがあることができないとい
う規定になっておる。都道府県知
事、地方自治体の長ということばであ
りましたか、なれないということにな
っておる。従来は地方海外協会の責

任者には知事になるということが多い
のであります。今度の事業団の支部
をどういう形で作るかというところに
ついてはまだ明確でございませうが、
たとえば支部長に知事になるというこ
とでもできないわけでありませう。どう
いう形で知事を地方移住行政の中に動
かしていくか、はめ込んでいくか、そ
ういふ点には何ら法的な根拠がないわ
けであります。法的な根拠があったら
いい。知事がワンマン的になつて
なことができないものではない。やは
り、あくまでも知事の固有の業務に専
念するとともに、その関連において地
方移住行政に責任を分担する、こうい
う形になっていくと思ふのでありまし
て、そういう点は、故意に知事の権限
をはずしてあるというところは、私は、
はたしてそれで地方の移住行政がう
まいくかどうか、事業団の支部とい
うものの性格がまだはっきり示されて
おりませんが、中央だけで事業団がで
ても、あるいは海外に事業団の支部が
できても、地方の自治体を単位とす
るところの支部活動というものがうまく
運営されなければ、実際の成果をあ
げることはむずかしいんじゃないかと
いうふうにも思ふのであります。そう
いふことを考えますと、どうもやはり、
前の議論に戻るようでありませう。こ
も、移民は募集すべきものでないとい
う立場に立つての構想が根底に横た
わつておると思ふ。だから、知事など
あまり手伝つてもらわなくてもいいん
だというふうな考え方がやはり発想の
根底にあるというふうには、私は、考
え違ひかもしませんが、そういうふう
に思わざるを得ないのでありまして、
故意に知事の権限を軽視する方向にこ

の法案の発想の根本があるというふう
に受け取るのですが、はたしてそれで
移住行政がうまくいくかどうかの問題
です。いい悪いの問題ではなくて、は
たしてそれでうまくいくかどうかとい
う点について私は心配をいたしますの
で、お伺いしておるわけでござい
ます。

○大平国務大臣 つまり、私が申し上げ
た趣旨は、この法律で移住行政につ
いて都道府県知事の権限を明確にす
るということにいたしますと、この法
律によつて初めて知事はこれこれの権
限を持つのだということをするわけに
なるわけでございしますが、知事とい
うものは、固有の事務として移住行政
について責任を本来的に持つておるわ
けでございしますから、そういうこと
をするとは知事といたしましては非常
に奇異の感じを受けると思ふので
ございします。したがって、本来持つ
ておる固有の責任というものが今度新
しくできます事業団との関係において
うなるかという関係の規制はこの法律
でやる必要があると思ひます。今後
でてまいります移住振興法、基本法
的な法律が出来る場合にも、新しく、本
来そういう権限なり責任を持つておる
都道府県知事と中央との連絡という
ものはどうあるべきかというふうなこ
とがあるのかもしれませんけれども、本
来もう都道府県知事はそういう責任は
固有に持つておるのだという大前提を
尊重して、責任意識をちゃんと前提に
した上でやつておるという意味におき
まして、私は、西村さんが御心配され
るようなことは、こういう行き方をと
ることによつてより明微になるのでは
ないかというふうに考えます。

○高木政府委員 もう一つ西村先生誤
解があるのだと思ふのですが、知事が
役員になれないというのは、理事、理
事長、監事にないないで、支部長は
役員ではございませう。支部長に
なつてはいけないうことはこれに
は書いてないわけではございします。

○西村(関)委員 外務大臣の御答弁で
は、固有の権限があるのだからいま
さらこれを明記することはかえつて奇異
の感を与える、むしろしないほうが
好い。どうであつて、実際は固有の権限に
よつてやつてもらふんだ、こういう御
解釈でございします。
それから、支部長になれないのだと
いうふうには私は受け取つておりまし
た。これはなれるのだという局長の御
答弁です。理事とか監事とかいうもの
にはなれないが支部長にはなれる。
「国会議員、地方公共団体の議員の議
員又は地方公共団体の長、これはな
れない。そうなりますと、役員とい
うのは、つまり前段にあります理事、監
事の役員といふことには適用されないの
です。支部長は職員ですか。役員及
び職員の規定の中で役員のこととは書い
てありませんが、十二条の二のところ、
「政府又は地方公共団体の職員」はな
れない。「職員は、理事長が任命す
る」という規定だけで、そのことは何
も触れてない。でありますから、いま
局長の言われたように、知事は支部長
になれるという解釈をしていいわけ
ですね。

○高木政府委員 実はその点は移住審
議会でもだいたい御議論になったところ
でございまして、さきに先生が言われま
した地方機構というところの(向)に都道

府県知事の監督ということで出ており
ますが、「既に述べたように、事業
団の地方活動に対する国の監督は都道
府県知事に委任されることが適当であ
るが地方移住行政と事業団の地方活動
との調和を保つことは極めて重要なこ
とであるから、都道府県知事に事業団
の支部長を委嘱する道を開いておくべ
きであり、更に都道府県知事が事業団
の諮問機関の構成員となる体制をも考
慮すべきであらう」という意見が出て
おるのです。このときに、支部長とし
て理事長の指揮を受けるという形で知
事が要当であるかどうかというふうな
御議論がございました。そして、法律
学者の田上稔治先生及び永井博士は、
知事が事実上支部長としてなれるこ
とは差しつかえないと思はれるとい
うようなことをおっしゃつておつたよ
うに記憶いたしております。一方、この
審議会の皆さんのお考えも、国の固有
の事務及び地方の固有の事務として移
住の推進がある、そして、国の固有の
事務も一部は地方に委譲することがあ
るのだ、そういう意味において、国と
しての事務の一部を、地方関係の事務
を知事に委任するということがあり得
るし、それから地方自身の事務もあり
得るわけだから、かりに事実上の人と
して知事が支部長になられても、そう
実際的には問題はなないんじゃないかと
いうような御意見があつたように何
つております。こういう点、今後地方
の事情にも応じて十分よく検討してい
くべきだと思つております。

○西村(関)委員 そういたしますと、
地方の支部の支部長については両方の
意見があるからひとつ検討してやろう
というわけですが、もうすぐ発足する

でしょう。法案が通つたらすぐ発足して、発足したならば支部の組織もつくらなければならぬ。いまごろまだ構想がきまらぬようなことでは間に合わないやないですか。支部長を理事にするならする。ある県では理事が支部長で、ある県では理事が支部長でないというようならば、それがあつてもいいわけですね。各府県の自主性によつていいわけですね。そういう点は外務省としては一体どう考えておられるのですか。

○高木政府委員 外務省といたしましては、地方の關係は、今日より希薄になるのじゃなくて、むしろ積極的になると考えております。特に、外務省といたしましては、地方への予算は本年度初めて二千万円の予算をつけました。

それから、地方支部につきまして、地方海外協会がございます。これと支部の關係がどういうふうになつていくかというところは、地方地方によつていろいろ違ひますので、本年の予算といたしましては、地方支部の予算はございせん。地方等の事情は十分地方と連絡いたしました上で地方支部設置の問題が実現されていく、そういうように、ことし一年は少なくとも予算がございせんが、そういうものを検討の余地があるというふうを考えております。

○西村(関)委員 そういたしますと、地方海協は、今度の法案の中に含まれておりませんから、そのまま存続されていくということですね。地方の支部は一年間つくりません、予算もないからつくりません、一年間によく検討して、支部をどういう形でつくるかとい

うことをきめるのだ、そういうことになる、それまでは地方海協が従来どおりの業務に従事するということになりませんが、地方海協と事業団との關係はどうなりますか。

○高木政府委員 これも、移住審議会の答申で、この事業団には地方海協は一応はずしてありますが、事業団の支部に地方海協が当てられることが好ましいという報告がございます。将来地方海協が支部に当てられるというふうな発展していくことを考えておるわけですね。

○西村(関)委員 地方海協の職員は非常に不安な状態にあるわけですね。身分は保障されておられませんが、同じように県庁の中の拓殖課が開拓課に机を並べておりますけれども、これは前々回の委員会が私の問題を取り上げましたが、非常に優秀な、いわば地方移住行政の第一線で働いて緑の下の方を持ちをやって苦勞して、しかも、埋もれながらも移住に使命を感じて、海外移住を志す人々を擁護して送り届ける仕事を實際にやっております。そういう地方海協の職員の人たちは、現在身分の保障も何もない。地方公務員でもないし、まして国家公務員でもないのですから、身分の保障は何もありません。しかも、海協連の職員とは待遇の面において格段の相違がある。その地方海協をはずされておるといふことで、地方海協に働いておる職員からは、一体自分たちはどうなるのだらうかという不安の気持ちからいろいろな陳情がなされていく。これは移住局長のところにも来ていると思ひますが、私のところにも来ている。真剣に努力して、苦勞を積み

重ねてきた人たちに、これらの人たちの処遇については國は真剣に考えなければいけない。一年間は、あつさり言へばほつたらかして置くというところになるわけですね。その間、一年先になつてどうなるかわからない。答申では地方海協を支部にするのが望ましいというところであり、いま局長もそういうふうなことを考えているという御答申がございましたが、事業団が発足して一年後には地方海協を事業団に吸収して事業団の地方の支部にするのだという方針をはっきりおきめにならないと、審議会の答申もそうなっているのですから、また局長もそうありたいというふうな言われたのですから、そういう方針を打ち出されないと、ここに働いている全国で百七、八十名の人は不安でたまらないと思うのです。仕事を手につかないと思うのです。しかも、まじめに、しつこくして緑の下の方持ちのような働きをしてきた人が、こういう状態で、このまま一年先になつてもはつきりとした約束がないということでは、私はまことに不行き届きだと思ふのですが、そういう点について外務省は御検討になったのですか。なつて、その結果どういうふうな方向に持っていくかとしておいでになりますか。

○高木政府委員 地方海外協会は、海外移住推進のための民間の自発的な機関として発生してきていますのでございせん。民間団体なんでございせん。海協連合会公の支部ではないわけでありまして、外務省としましては、これに専従職員の経費を三分の二を充てて補助しているという形でございまして、それ以外の職員につきましては、

しては、県が自分の固有の事務として予算を取つて援助しているわけでありまして。したがらして、地方海外協会の立場というものが海外協連合会の支部でない關係上、そう簡単ではないわけではございせん。そういう意味におきまして、移住審議会の答申におきましても、地方海協あるいは全拓連その他もございまして、こういう民間団体をそっくりそのままの中に入れて入れないかということが議論になりました。いろいろ複雑な事情もあるから、相当今後の発展に待たなければいけない点もございせんあるわけではございせん。そういう意味におきまして、この答申としては、「地方海外協会をもつて、事業団の支部または駐在員事務所に充てることが望ましい」という意見が出ておりました。われわれもその方向で進めていくようにしたいと思つておるのですが、自主的な民間の団体として発足している地方海外協会を一片の法律をもつて廃止するということができるかという事情があることを御了承願ひたいと思ひます。

○西村(関)委員 いま局長の言われたことはみな私は承知の上で質問をしているのです。地方海協が海協連の支部でないことについては、ここで質問する以上、そのくわしいことを知らないで質問はできない。純粋な民間団体であつて、政府及び県が補助している。補助の額はきつめて幾つあるものであつて、職員の待遇も悪いし、身分の保障も何もない。民間団体ですから当然そうなるのですが、しかし、實際に仕事をしてくれていることですから、答申も、「支部または駐在員事務所に充てることが望ましい」と言つてい

のですから、あまり、いままでの行きがかりや、民間団体であるということやら、そういうことにこだわらず、實質的に事業団が支部活動として活動していく上には、これは現在あるのですから、このほかにもまた支部や駐在員事務所を設けるということになると、それこそ混乱が起る。だから、答申の精神もやはりそこにあると思ひますから、また、そのようにしたいというふうな局長も言つておられるのですから、ひとつ、そういう方針で、地方海外協会の職員の人々が安心して仕事ができるようにぜひ進めていただきたい。この委員会の御答申でそういう点がはつきりすれば、おそらく一年先に望みを置いて一生懸命おやりになると思ひますが、大臣の御見解はいかがでございせんか。

○大平國務大臣 私も仰せのとおりのお考え方で進めてまいりたいと思ひます。事業団は独立した法人でございまして、解散を命じたり、統合を命じたり、高圧的にいたすのはいかかと思ふのでございせん。現に、各地方から、ぜひ支部に改組を認めてくれということを言うてきているのも数件ございまして、漸次そのような体制が整つてまいりまして、自発的に何らの問題なく支部に移行するような理解と環境を醸成していきたくと思ひます。○西村(関)委員 法案二十二条に、事業団は必要があるときはその業務の一部を地方公共団体その他の団体に委託することができるといふように規定されているわけではございせんが、「その他の団体」の中にいまの地方海協が入る。そのほかには何がありますか。何を考へてこの法案をおつくりになつた

のです。

○高木政府委員 地方海協、その他農協等も考えの中に入っていると思ひます。一応あらゆる場合を考へて「その他」として広く規定してあるわけでありま

○西村(関)委員 農協、それから全拓連、あるいは力行会、そういうものも全部この「その他」の中に入るものと理解してよろしいですか。もう一つ、国際農友会、そういうものも含まれておるといふふうに考へていいのですか。

○高木政府委員 農友会が入ってこないと思ひます。全拓連は農協でござい

○西村(関)委員 それでだんだんはつきりしてまいりました。

そこで、農協の關係をお伺ひしたいと思ひます。いま質疑応答の中で明らかにになりましたように、「その他の団体」の中には農協が入っているということでもございしますが、二月一日付の外務大臣・農林大臣兩大臣の覚え書きと

○大平國務大臣 農林省設置法にはいま御指摘のような規定がございまして、本来的に農林大臣がそういう部分の御監督の権限、指導権限をお持ちになつてゐるわけでございします。したが

○野田委員 西村委員、本會議が始まりますから、一問にしてください。

○西村(関)委員 それでは一問だけにしておきますが、三月八日の衆議院本

○大平國務大臣 農林省設置法にはいま御指摘のような規定がございまして、本来的に農林大臣がそういう部分の御監督の権限、指導権限をお持ちになつてゐるわけでございします。したが

○野田委員 西村委員、本會議が始まりますから、一問にしてください。

農協等が自主的に行なう移民事業につ

○齋藤(誠)政府委員 ただいま、農協

て海外に出て行く。現在コチア青年が相当出ておりますが、これらは、県の段階におきます農協、あるいは中央の段階における全中が、地方の海外協会、全国段階では海協連と協力しまして送出国の態勢を整えて送り出していく。それを、海協連が現在政府の代行機関をやっておりますので、そこにパトナタッチをして、そして各種の手続あるいは融資あるいは補助金等の交付を受けて向こうに行く。こういうふうになつておるわけでございます。そういうふうなことが、コチアの青年は一つの例であります。県内におきます農業者の移住についても、農協のそういう役割が今後においても必要であろう。つまり、農民が行きたといふ言つても、われわれよく浮揚力と言つておりますが、浮揚する力をいろいろの形で指導を与えていくというふうなことが必要ではないか、こう思つておるわけでございます。

○高木政府委員 ただいまのとおりでございます。

○野田委員長 本会議散会後再開することとし、休憩いたします。
午後二時十分休憩

午後四時一分開議

○松本(俊)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため、理事の私が委員長の職務を行ないます。

田原春次君

○田原委員 海外移住事業団法について質問を続けます。

その前に、この事業団法の質問に関係がありますから、行政管理局の方々に、国費を投じて各種の事業をやります公社、公団、公庫、特殊法人、特殊会社、事業団と大体六つに分けておるやうであります。どういふ意味でこれは分けておるのか、これは行政管理局がやったわけではないのでありますけれども、いろいろの管理の上でどういふふうに分けておられるのか、これをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○諸永説明員 公社、公団、公庫、事業団あるいは協会、それぞれ設立の基準がはっきりいたしております。たとえば、三公社のような公共企業体は、はっきり法律で、公共企業体等労働関係法でまづつておられて、これは非常にはっきりいたしておりますが、それから、公団と事業団は一体どういふふうな設立の基準で明確に区別されているかと申しますと、おおむね、公団のほうは、国の社会政策ある

いは産業政策等の遂行のために大体公共事業関係の国の事業契約に従ひましてそれを執行する政府関係法人というふうな大体系に定められていると思ひますけれども、その中でも、たとえば特定船舶公団などは、船の建造貸し付けをやっているようなものでございまして、必ずしも公共事業というふうには言えないと思ひます。それから、事業団と公団とどういふふうに分けるかと申しますと、これもはっきりした区別の基準がございせん。おおむね、事業団は、社会福祉施設の建設あるいはその貸し付け、価格調整等の事業を政府の代行の機関として行なうのが一般的でございまして、そのほかいろいろ特殊な性質を持った事業団もございまして、現在設立されております公社、公団等をそれぞれはっきりした概念で区別するということはむずかしいうございせん。

○田原委員 私が資料に基づいて調べてみますと、公社四、公団が九、公庫が八、特殊法人が三十三、特殊公社が十一、事業団が十二となつております。多少数字は違ふかもしれませんが、大体合せて約七十ぐらいになるのじゃないかと思ひます。ただいま公庫の点についてはわかりました。これをのけて、公団と公庫と事業団の関係をもう一回御質問申し上げます。

はつきりした区別がないということがわかりました。それを別にどういふことではありませんが、公団で言いますと、総裁とか会長とかあるのは副総裁というものがあつて運営されております。これは間違ひありませんか。それから、事業団関係では、総裁、会長

のようなものがなくて、いきなり理事長でやつておるのうに見えますが、いかがでしょうか。たとえば、雇用促進事業団、あるいは産炭地振興事業団、年金福祉事業団というものはそういうふうになつておりますが、それに間違ひありませんか。

○諸永説明員 公団の中にも、総裁、副総裁、それから理事という執行機関でやつておるものもございまして、理事長以下の執行機関でやつておるところもございまして、事業団はすべて理事長のもとに意思決定及び執行をやつておるのうございせん。

○田原委員 ところで、事業団はやや公共社会福祉的なものといふことも御答弁でわかりますが、今回の海外移住事業団法は、公団の性格のもの、事業団の性格のもの、公庫の性格のもの、格も入つておる。たとえば、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫の国内で行なつておりますような融資もしくは融資の保証、これは第二十一条の八に出ておるのです。「移住者及びその団体の海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること」、したがいまし

て、名前は事業団と書いてありますが、実質は、公団と事業団を合併したものと及金融公庫の一部を合併したようなものに海外移住事業団法は解釈できる。これは、いま行政管理局のほうではまだお調べになつていないと思ひますが、非常に膨大な規模でありまして、それから、その範囲は、産炭地振興事業団というのとは福岡、山口、福

島、北海道の産炭地振興事業団に限つておるし、また、石炭合理化事業団にいたしましても同様であります。ひとり海外移住事業団は、内閣にありまして海外移住審議会では私に質問したのですが、海外移住事業団というのは大き過ぎるのではないかと、南米移住事業団でよいのではないかと、こう言ひましたら、いや、やはり海外移住事業団だといふことで、そうなりますと、東南アジアから南方、アフリカ、中近東、北米、ハワイみな入ることになる。そうすると、広さにおいて日本の六十倍にも達するような面積である。それから、国の数において二十数カ国にわたる非常に膨大なものになる。しかも、法案がこのまま通るとすれば、金融業務と保証業務をあわせて行なうことになる。どうして一体事業団という名前になつておる、それから、きのうも質問しましたように、その長は理事の長というようにしたのであるか。これは行政管理局でなくて外務大臣の御所管であります。非常に大きなものとして、できるならば海外移住公団くらいなものにすべきであつたにもかかわらず、事業団としたのはどういふことであります。その立案当時の計画なり抱負なりを承つておきたいと思ひます。

○高木政府委員 海外移住事業団の仕事が、従来の海外協会連合会の仕事と移住会社の仕事を合わせて、それで政府がやるべきことをかわつてやるといふ考えから、事業団という形態が出たといふふうな記憶しております。

○田原委員 われわれが心配するのはそこでありまして、海外移住事業団なり海外移住公団などをつくるに際しては、およそ国費で補助のあります移住

これは何って、委員長、きょうは私の質問を次回に保留させていただきます。

関係の団体は全部統合されて、そして一本になったものと想像しておったのであります。先ほど午前中の西村委員の質問でもわかっておりますように、建設省は建設省の予算を補助しながら、南米開発青年隊を移民として出す、農林省は、直営ではありませんが、全拓連等にも補助なり援助をしなから出す、それから、外務省は海外移住振興株式会社と海外協会連合会をただ算術的に合併したもので出す、そうすると、依然として、海外移住事業団ができて、もと、政府の補助・援助のあります機関は従来どおり三本建てないし四本建てていくのじゃないか。最近石炭労働者の海外移住という問題も起こり、すでにやっておりますが、これは労働省なり通商産業省が関与するものである、こうなると、海外移住事業団をつくらせても、ちっとも国内の関係官庁間の移住行政もしくは移住あっせんというものは数は減らぬじゃないかという気がするので、それならば、一体なぜそれほどまでに単に外務省だけの分をあわせてやるような気持ちになったのか。これは外務大臣にお尋ねしたいのですが、私は海外移住審議会でもしばしばこれを心配したわけですが、したがって、急いでつくるよりも二年くらい時期を置いて、関係団体すべてが統合され、気持ちよく協力するような一本の大きなパイプにしてはどうかということをつたのであります。が、不幸にしてそういうことにならずに法案が出てしまったのであります。おそらくこれができてからは相当暗いんじゃないかという気がするので、いまお尋ねしておるのであります。あなたと農林大臣との間に話があったそ

うであります。単に両大臣の話というところでなくて、実際の運営の将来をわれわれとしては心配する。やるならば一、二年待ってもいい大きなものをつくったかどうか。行政管理局の人に聞きましてどうか。事業団などというやさしい名前ではなくて、移住公社もしくは移住公園というくらいに大きくかまえてやるべきじゃないかと私は思っています。これをひとつお尋ねしておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 この事業団に期待いたしてあります機能はどういう容器に盛るかの問題でありまして、事業団でなければならぬ、公社であつて悪いというものでないと思ひます。問題は、それに盛るべき中身が適切であるかどうかということに御判断をいたしたいと思ひます。田原さんもおっしゃる通りに、大きければ大きいほどいいというお考えも確かにあると思ひますが、一面また、見かけは小さい容器でございまして、中身をよくすればまたそれだけ光ると思ひております。

第二点の、これをつくることよつて、いままでいろいろ問題がございました移住行政面に新生面を開くことが一体できるかどうか、依然としていろいろな機関が併存しておるじゃないか、将来は暗いじゃないかという御指摘でございますが、これは、西村委員にもお答え申し上げましたとおり、私はこれによつてすべての問題が片づくとは思ひておりませんし、答申がございしました機会に、ひとつ今日可能なこととをまず手をつけようということ、移住事業団というものをまずつくります、一つの会社と一つの団体を統合

するということにいたしたわけでございますが、そのねらいは、そういう機会に、いままで多岐複雑をきわめておりました政府と移住事業を担当する団体との間の関係を簡素化したい、そして、できる限り政府の無用な干渉を排除いたしまして、この事業団が自主的にかつ責任を持って移住のあつせんその他の仕事に当たれるようにしたい、この機会にそういう仕事をやりとげたいと存念いたしましたわけでございます。ただし、これも、いま御指摘のように、なるほど中央にこういうふうな事業団ができて、地方のほうは依然としてまだ昔のままじゃないか、また、農林省初め各省に予算があり、それぞれ権限を持っておりまして、従来どおりじゃないかという御指摘は、その通りでございます。これは私も西村さんにもお答え申し上げましたとおりよくわかつておるわけでございます。今度事業団ができて、これが育つてまいりまして、一貫して日本と現地とを通じましての移住の仕事ができるように相なりますならば、そうしてこの事業団が中央・地方の御信用を得るようになつてまいりますならば、いろいろな支流から水が本流に流れてくるように、自然ここに集まりまして、順便に仕事が進んでいくようになると思ひてございします。たびたび申し上げておるのでございしますけれども、私は、まあこれはサービス行政であつても何も権力行政でないのだから、各省はあまりかみしめを著した態度でやるべきじゃない、これは世話じゃないか、世話の仕事をやる場合に、役所が一々権限を持つての干渉せねばならぬというふうな、そういう觀念自体があまり賢明じゃない

いのではないかと存じまして、これを育てていって、いま御指摘のような複雑なことがいろいろありましたのを、できるだけ整理してまいり、責任を明確にし、仕事の能率化をはかつてまいり、可能な限り自主的に行動ができるようになつていける、そういう第一歩を踏み出したということでございます。御指摘のような問題がまだたくさんございしますが、これを育てつつこれにだんだん吸収していつて、先生が言われておるような方向に持っていくべくいたしたいということで御提案申し上げておる次第でございます。

〔松本(俊)委員長代理退席、委員長着席〕

○田原委員 大平さんのその気持ち、私はわかるのです。しかしながら、先ほどお尋ねいたしましたように、同じような格式のものがここにすでに四つあるのですから、したがって、一番おそく発足するならば、やはり公社、公園というかまえて、既存の同じようなものを合流さしていくという気持ちではないと、あとになって合流するかどうかは、これは非常に疑問だと思ひます。たとえば、海外技術協力事業団というものが昨年発足しております。大蔵省と通商産業省と外務省との非常にはげしい競争みたいなものが後に生まれておるわけですが、これも南米の方を扱うことになつておるようです。それから、輸出入銀行も、これは移住者本位ではありませんが、プラントの輸出等々、技出輸出、企業移民等の時代には関与できる資金面の点があるわけですが、それから、いま一つ、海外経済協力基金というの、これは特殊法人で認めてあります。現存する

外務省の直接の監督下にあるのは日本海外移住振興株式会社、したがって、この四つでさえも、なかなかお互いに、少しづつ性格が違ひますけれども、違ひがゆえにまた競争があつたり連絡がとれなかつたりする。非常にむだが多いわけでありまして、このほかにも、問題となつておる海外協会連合会という一つの小さな団体がある。これは全国各県の海外協会の上位機関かというところではない。これは午前中の西村君の質問に対する答弁の中にもありましたが、各県にあるのはそれぞれ財団法人となつておる。中央は名前は海協連という東京に存在する総務百人ばかりの人間だけの財団法人になつてゐる。これが種々なる問題を起こしたるものであるから、出先で海外移住振興株式会社と競争してみたり、むだなことをするものだから、一本にしたいというところに発端があつたと思ひます。それで、それならばそれで、日本海外移住振興株式会社の中にサービス部として特設すれば、この法律を廃止して海外移住事業団をつくるほどの必要はなかつた。だから、何だか非常に回りくどいことを申し上げておりますが、大きくかまえて、すべての海外在留邦人に対する援助なり指導なりあつせんなりを含むならば、既存の団体を合流し得るような名称をかまえておらなくちゃならぬのじゃないか。しかるに、資本金、基金にいたしましてもわずか八億円を出発しておる。事業団としては、英文ではプレジデント、日本語では理事長でやる、こういう同格同列のものが同時にできた場合に、はたして既存のものが合流し得るものかどうか。長い間日本の役所に

おける縦割りのセクシヨナリズムからいけば、とうていできないのじゃないか。だから、困難なほうに持っていくような気がしてならないのであります。まず名称を考え直す、それから職員構成等も大きくかまえていく、むしろ資金等の量についても格段の増額をして、単なる従来の日本海外移住振興株式会社に出資した額を引き継ぐということではなく、大きくかまえていったらどうか。これはわれわれが真剣に考え心配しておることです。つまり、今度の海外移住事業団だけである程度の何百億というファンドを持つか、それができぬならば、既存の海外経済協力基金や海外技術協力事業団とあわせての何十億くらいの基金が使えるようにするか、こういうことは政策問題でございますので、大平さんが最近大臣になられて外務省においてになったので、いままでのいきさつ等御存じないかもしれませんけれども、心配することはそこです。りっぱにするならするでわれわれも協力を惜しまぬけれども、いまの形のままではいかならば、決して海外移住行政が一本になるとは思わぬのです。どうでしょう、もう一度ひとつ決意なり見通しを聞かしていただきたい。

○大平国務大臣 御指摘のように、私は移住行政の全くしろうとでございまして、実はこの問題を担当して当惑をいたしましたのでございますが、幸いに、あなたも御参加された審議会の御答申がありまして、それを拝見いたしますと、すぐれた考え方、方向が盛られてありますので、これを導きの骨子にいたしましたいくという基本的な考え方をまずきめたわけでございます。答申

の中には、二つの移住関係の法人を統合したらよろしかろうというようなお示しでもございまして、事業団というものを考えたわけでございますが、事業団につきましては、公社、公団等の考え方が御指摘のようにあることはもちろんで、私も全然それにこだわらなせんが、事業団であつて悪いという性質のものではなからう、それに盛らるべき中身の問題ではなからうかという点を先ほど御指摘申し上げた次第でございます。

それから、輸出入銀行、経済協力基金、それから海外技術協力事業団、こういうものとの関係でございまして、これは、おことばでございまして、私は田原委員と若干見解を異にいたします。と申しますのは、あとの三つはいわゆる経済政策の遂行機関でございます。移住政策というものは、もつと理念が広範であり、もつと高邁なものだと思つてございまして、これは、午前中の質疑にもございまして、うに、個人の命運を海外の新天地で切り開いていく、個人の持つておる能力を海外の環境におきまして發揮して、その国のよき市民としてその国の発展に寄与するばかりでなく、世界の平和に寄与するといふ、つまり、金勘定の問題でなくて、人間の運命、民族の将来にかつた理念で遂行されるものでございまして、移住行政は、これはそういう意味で別個に考えるべきものだと思つてございまして、しかし、とらわれない立場、海外発展を考えた場合、田原委員が御指摘のような、海外発展という見地から考えた場合に、いまから大きく店を張つてその間の連絡も

十分とれていないようなことでいいか悪いかという御指摘になりますと、私はあなたの御指摘のとおりだと思つてございまして。たとえば、輸出入銀行と経済協力基金の事務分野、こういうものができると、結局その間に事務の限界を引いてやらなければ仕事が進まぬといふことになりまして、こういう既存の機関をどのようにあなたの願望される方向に整列させて、そしてむだのないように能率的にやつてまいるかという問題は確かにあると思つてございまして、そういうものを一緒にするといふ考え方には、つまり、移住といふ問題が、経済の面も確かにございまして、もつと高い理念に根拠を置いておるといふ意味で、これは別個にやるべきものと私は考えます。

○田原委員 この点は、討論したいになりますから、一応大臣の御意向は尊重して承つておきます。次は、きのうに続いて条文ごとの質問に移りまして、第三章の運営審議会点について聞きます。その前に、行政管理庁の方にお尋ねいたしますが、公社、公団、公庫、特殊法人、特殊会社、事業団を通じて、それぞれの機関の中に、運営審議会という名前であるかどうかは別といたしまして、顧問会議といふか、諮問委員会といふか、何と言ふか知りませんが、さような機関が条文上明記されておる団体はございしたら、二、三あげてみてもらいたいと思ひます。○諸永説明員 総裁あるいは理事長の意思決定の諮問機関として審議会等を持つてゐるのは若干ございまして、それから三公社についてはそれぞれ相当こ

ざいます。公団につきましては、監理委員会というのが、日本住宅公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、こういうものがございます。それから、公庫にも、これは主務大臣の諮問機関といたしまして、たとえば国民金融公庫関係では国民金融審議会というやうなものがございまして。○田原委員 私は運営審議会についてもう少し聞きたいことがございまして、それから、第二十一条の業務の点について、募集、宣伝といふものが一切書いてない点についても聞きたいところがあるし、それから、二十二条の、事業団が必要があるときは地方公共団体に業務の一部を委託することができるといふことがちよつと私のかんにさわるので、これでは地方の知事が拒否することができると、これもこまかく聞きたいのだが、きようは、他の委員の質問が二名あるので、私の質問は他の二名の方が済んだあとで、大臣の時間があるならばそのあとに回して、この際他の委員に回したいと思ひます。○野田委員長 了承しました。

久保三郎君。○久保委員 当初からこの海外移住事業団法案に關してお話を伺つておりまして、多少重複しておるかも知れませんが、二、三この機会にお伺ひしたいのであります。まず第一にお伺ひしたいのは、この法案を提案されることによつて、従来の移住政策といふか、そういうものに大きな変化でもあるのか、あるいは進展があるのかといふことですね。そういう点、かいつまんでひとつ大臣からお答え願えれば幸ひだと思ひます。○大平国務大臣 これは、先ほど申

し上げましたとおり、海外移住審議会の御答申を推進する機関を設立するというところでございまして、また、海外移住審議会の御答申は、ほかにいろいろございまして、これはまたあらためて別な法案にしなければならぬと、用意をいたしておるわけでございまして。これは、従来ありました海外移住振興会社と海協連とを統合して、そして、移住政策がいま行き詰まりの状態、去年あたり最悪の状態であつたことにもかんがみまして、ここで活を入れまして、すっきりとした姿で再発足さそうということでございますので、これを御承認いただきまして、スタートし、この運営におきまして万全を期してまいりますならば、私は移住行政というものは一段と進展することになると思ひます。しかし、この事業団そのものも、まだ地方、現地、それぞれ充実してまいらなければならぬこともございまして、事業団を強化して機構の充実をはかり、予算の確保をはかつてまいる努力は、今後ずっと続けてまいらなければなりませんけれども、一応このことによつて一段の進展を期いたしました次第でございまして。

○久保委員 いままで、移住行政が、単なる労働力の移動、こういうふうにとられておつたことも一つでありまして、それから、もう一つの問題点は、たとえば、近い例としては、国会でも問題になりましたドミニカの問題、さらにその前ではグアタラの土地取得といふか、そういう問題が二つあると思ふのです。そのほかに小さい問題はあると思ふのですが、まあ代表的なものは二つだ。その一つ一つをとつても、たとえばグアタラにおいては、

これは言うならば外務省と農林省との
さや当てが原因でおくれた。いわゆる
、海協連か知りませんが、そこを通
して、海外に渡航しよう、移住しよう
という決意をし、全財産を処分した者
を、一年半も待たしておいたというの
が、一つの端的なあらわれだと思つて
です。それから、ドミニカにおいて
は、御案内のとおり、現地調査が不十
分であつた。言うならば過剰入植です
ね。最近高木局長からも非公式にお話
を伺いましたし、新聞やテレビでも
大体あとに残つておる者は十分よく
やつてゐるという。経済的なあるいは
政治的な変化もあつたと思つたのであ
りますが、言うならば過剰入植。それに
対して移住地における的確な調査がな
かつた。しかも責任のあり所がどこ
かわからなかつたというようなことが
私は一つはあると思つたのです。私は具
体的な例を引いて二つ申し上げたので
ありますが、この事業団をつくること
によつてそういうことが一切解消する
のかどうか。むしろこの際私が言いた
いののは、今までも同僚の皆さんからお
話があつたと思つたのでありますが、移
住行政に対する確たる方針がまず打ち
立てられるべきだと私は思つたのであ
ります。なるほど、外務大臣がこの席か
どこかでそれぞれ移住政策について新
しい政策をお述べになつたかもしれま
せんが、少なくとも国としてのあるべ
き方向はきつちりきめていくべきだ。
それに應じて、いまネットワークになつてい
る、そういう移住行政を担当する機関
の一元化、これは一番大事だと思つて
います。そこで、高木局長にお伺いするの
ですが、あなたは移住局長であり
ますが、移住局というのは大体外務省

でどういう仕事か主でありましよう
か。もちろん移住局でありますから移
住の問題もやりますが、そのほかは何
をおやりでありましようか、お尋ねい
たします。
○高木政府委員 移住の關係の業務
と、それから旅券關係を担当いたして
おります。

○久保委員 私は外務は特に暗いので
ありまして、しろうとであります。し
ろうとのおか目八目というのがあり
ますが、大体、外務省でも、移住局と
いうのは、——外務大臣と局長を前に
して失礼であります。どうも一枚下
のように見えます。率直に申し上げます。
それから、もう一つ、移住局とはい
うのは、旅券の発給が大体比重が多い
のではないかとささ思つたのです。そ
こに問題があると私は思つた。これはし
ろうとが言うのであります。これはし
ておれば御訂正いたしたいのであり
ますが、それはどうも、どうも、何と言
うか、移住局とは言うものの、残念な
がら機能が十分ではない。十分でない
原因はどこにあるのだろうかという
こと、これまた外務省の、——外務省は
かり責めるようでありませんが、ほかの
官庁はおりませんから責めませんが、
外務省のいわゆる一つのセクショナリ
ズムというか割拠主義というか、そう
いふものがあつて、他官庁を受け付け
ないという態度が今日まであつたので
はないか、こう思つたのです。たと
えば、移住局にはそれでは農林省出身
の役人が出向しておりますか。いかが
ですか。

○高木政府委員 本省におきまして
も、海外におきまして、出向いたし
ております。

○久保委員 それならば、ドミニカの
問題は、なぜそういう者が現地調査が
できなかったか。いかがですか。
○高木政府委員 農林、外務、両方の
調査が行つて調査したわけであり
ます。

○久保委員 当時のあれは、いわゆる
農林省の役人は、たまたま向こうへ
参つたときに、そのとき、つかまつて
と言つと語弊がありますが、ちよつと
寄つてもらつて、ある一部を見ても
らつた。だから、調査した役人は、い
ま農林省にはおらぬようでありませ
が、当時文藝春秋が何かに書いても
おりますが、これは實際責任を持つて
おります。一人や二人おるかもしれない
が、一人や二人おるかもしれない。知
識なり経験を持った方々が十分移住局
の傘下におさめられておるかどうかと
いうことについては疑問があると私は
思つた。そういう点も改める必要があ
りません。そういふ点も改める必要が
ないかと思つた。そういふ意味で、
結論から先に言つてはたいへん失礼で
ありますが、海外移住事業団というこ
ういふ法律を出す前に、やはりそうい
う全体的な政策なり制度なりを考へる
べきだと私は思つたのですが、これはい
かがでしょうか。

○高木政府委員 ただいまの点は、今
度の移住審議会でも、昨年の四月から
十一月まで非常な審議をせられたわけ
であります。行政機構、それから行
政実務機構及び民間機構、この三者の
補完關係の充実ということがうたわれ
ておるわけでありまして、行政機構とし
てはこれを一元化しなければいけない
という意見があり、そして、移住推進
の実務を行なう機関を一番充実して、

役所があまり権限を行使して監督する
というようないふことはいけないのであ
つて、実務機関にむしろ全責任を持たし
て、それを充実してこの中に、農業の
専門家も、衛生の専門家も、あるいは
文教の専門家も入れて、これが自主責
任を持つてやれるようにやるべきであ
る、同時に、これを補完する意味にお
いて、国内においても国外においても
民間団体が活発に動き、これが政府の
援助する公的実務機関とタイアップし
て移住が推進されるべきであるといふこ
とがうたわれております。

○高木政府委員 そうしますと、事業団が、
現地における事前調査からあるいはこ
れの渡航あるいは受け入れ、それから
定着、その後の援護一切をやる、こ
ういふことを考へておられるわけ
ですか。

○高木政府委員 そのとおりでござい
ます。なお、それ以外にも、各省から
援助する。たとえば、事業団の技術者
で足りない特殊なエキスパートが必要
であれば、農林省のかんきつ栽培の
エキスパートを派遣する。あるいは、

○久保委員 そうしますと、もう外務
省の移住局を充実するよりも、むしろ
事業団を中心に充実していく、もし
て、事業団は、役人のごとく二年、三
年で変わるのではなくて、移住に終生
熱情をささげる人がここに収容強化さ
れていくべきであるといふのが、この
審議会の答申でございまして、この答
申にのつて、事業団の新設につきま
しても、海外協会連合会及び移住振
興会社を統合して行なうという答申が
ございまして、これにのつて、今
度の事業団法案を出している次第であ
ります。

○久保委員 そうしますと、移住者に
責任を負うのは事業団ですね。
○高木政府委員 行政的にはこの監
督官庁でございまして外務大臣でござ
いりますが、外務大臣が信任する理事長を
置かれて、これが責任を持つてやつて
いくといふことになりまして。

○久保委員 大体、いろいろ御説明が
ありましたが、海協連と海外移住振興
株式会社と、この二つを統合してやつ
ていこうといふことでありますが、そ
ういふふうにとれないのであります
が、これはちよつと勉強不足かもしれ
ません。

そこで、お尋ねするのであります。海外移住振興株式会社の今日の経理状況その他は良好でございますか。

○高木政府委員 海外移住振興株式会社は、本来移住推進のための金融的援助機関でございます。その中間におきまして、たとえばパラグアイでの移住推進に關しては、土地を買わなければならないということから、植民事業として、移住地を買って造成する、そして、その必要上いろいろの調査機関を設けるとか、移住者保護のための仕事を相当やりまして、その点では海外協会連合会が国の補助でやっている仕事と重複している形もございます。しかも、そういう費用は、一応、移住会社の最初におきましては、資金を回転ベースでやっていく考えでございます。それから、必要な経費、かかった経費は移住者に転嫁するということまで、最初スタートしたのであります。これはとても無理である、特に、この移住会社の主たるねらいは農業者の営農融資に重点を置くべきである、そしてこれはなるべくコスト・ベシスでやるべきだという農林部の御意見なんかもございまして、その後、それを実行している關係上、移住会社は相当の欠損を出しているのであります。今度の事業団になりますれば、これらの移住会社の職員費その他事務費、つまり管理費は、海外協会連合会と同じように国の補助でやっていくという形になつていきますので、従来の移住会社の経理上の問題も解決されていくもの、こういうふうな考えでおります。

○久保委員 たいへんな欠損があるという話です。それを聞くと、どうも貧乏人のせい、大体欠損でしりぬぐいはなかなかこのままではできないから、事業団でもつくって、ひとつこの際しりぬぐいして再出発せよ、こういう便宜な考えにもとれるのです。これはいかがですか。

○高木政府委員 決してそういう安逸な考え方はなく、移住審議会が御審議くださいましたときも、もっと前向きに、もっと積極的な考えで考えられているのでございます。

○久保委員 将来というか、今後は農業移民もかなり続くであろうが、むしろ工業的な技術とプラントが一緒になつたようなものが予想されると思うのです。そういう場合に、いままでの情性で、ただ財産を処理して、まあここで清算をして、新しい会社になつたというか、事業団になつていくという情性では、残念ながら海外発展はなかなかできないと私は思うのですが、そういうことについての配慮はどういうふうな考えでおりますか。

○高木政府委員 事業団になりますと、従来の移住会社の仕事は融資部門としての仕事に変わっていくわけでございます。これはどうしても移住者にある意味において密着した金融的援助になつていくと思ひます。しかし、南米の移住地におきましては、もっと総合的な計画で移住推進をしなければならぬ場合も非常にあるように考えております。南米諸国の形勢もそういうような動きでございまして、われわれといたしましては、移住先国及び第三国、また日本におきましても、単にこの事業団だけではなくて、経済協力基金あるいは輸出入銀行とか、そういうものとの連携も行なつた上で計画的な移住を推進する必要も多々あるように考えております。

○久保委員 この事業団に期待するものは、移住局長はたいへん多いようでありますが、どうもわれわれはそう期待はできない。看板の塗りかえとか、かけかえで、当面ひとつこれでやってみたらどうかということであらうかと思つたのであります。そういう点でわれわれとしてはどうも不満であります。出すならもっと大きなものを出したらどうか、外務大臣を前に置いてたいへん失礼ですが、こんなものを出してどうするんだらうかという気持ちになるのです。私はしろうとであります。私をちやうだいしておられますが、審議会ですか、これの答申の十分の一も満たしておらぬではないかと思つたのですが、外務大臣いかがでしょうか。

○大平国務大臣 山高きをもつてとうとせしめたいといふことは直ちにないと思ひますが、機關を大きくすればいいといふことには直ちにないと思ひます。大きくしたほうがいい部分もございしますが、また、こういうサービス機關が大き過ぎる。それ自体が消耗するコストも考えなければいけません。一がいに大きいのがいいとは思ひません。それから、先ほど田原さんもおっしゃつたように、わずかの予算でなくともつとよけいとして大々的にやれといふ、これは意氣壯とすべきでございすけれども、全体の政府資金の配分から申しまして、今日の段階でこの程度が精一ぱいでございます。これはもつと豊かな財源を持ちまして、果敢に施策することができればと思つたのでございますが、しかし、これは移住政策の部面ばかりでなく、政府の政策のあら

ゆる分野において言えることでございまして、有効に使用し得る財源というのはどの分野におきましても限られておるといふことでございすので、私どもとしては、この与えられた条件のもとで、ここで大きく飛躍するなどは申し上げることはできない、それほど甘く考えておりません。与えられた条件のもとで一步とかかく前進することができればということを考えまして、御審議をいただいております。

○久保委員 外務大臣、これは違ふといふお話は当然出ないと思つたのであります。移住にしてもそうですが、経済外交一つとっても、どうも外務省といふところは何か古いからに包まれていふやうだと思つたのですが、一つ人間の問題をとり、先ほども言つたやうに、経済外交をやるのに、出先の大使館なりなんなりにそういう適任者がいるかといふと、實際あまりおらぬ。どんだんおふやしになつたかと思ひます。昔の外務省のやうに軍艦と鉄砲をうしろにしてどこかに伸びていくやうなやうな時代とはだいぶ違ふやうであります。それに應じたところの人的配置もひとつ考へてみたかどうか、こう思ふのです。さつき高木局長は、農林省からも来ておられるやうが、それは何人か来ておられるでしようが、出先の問題にしてもなかなか十分でない、こう思ふのです。それから、もう一つは、そういう弱体さをそのままにして置いて、移住政策を事業団で遂行するといふのは、やはりちつとも進展がない、もう少し考へてみたかどうか、こういうふうに思ふわけですが、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

○高木政府委員 イタリアの場合には、海外へ行つてゐるイタリア人の数が非常に多いわけですが、ブラジル、アルゼンチン、——アルゼンチンのごときはイタリア人がスペイン人よりもまだ多いやうな状態でございす。したがつて、イタリアの移住の大部分は、前に行つてゐるイタリア系の移住者の呼び寄せでございす。日本の場合もやはり前に行つておられる方々の呼び寄せが多いのです。サンパウロに四十何万おられます日本人が呼び寄せる移住者が一番多いといふことが実情でございまして、計画移住者は最近だんだんふえておりますが、まだ呼び寄せ移住者より少いという実情であります。この場合に、いま申されたやうに、ブラジルにしてもアルゼンチンにしても、

おります。

なお、国民金融公庫より五十万円の事業資金の融資が実現した人が一人、岡山県児島灣千拓入植決定者が三名、こういうような実情でございます。

○久保委員　いまお話がありましたのが、大半が先ほど言ったような形になつてゐるようでありますが、それはそれで一応の区切りだと思ふのでありますが、そこで、反省していただかなければならぬのは、いわゆる現地調査が粗漏であつたということ。現地調査というのは、現地の国におけるところの政情の変化の見通し、こういうものも含めて、これが的確でなかつたということとは、前の御答弁にもあるわけですね。そうだとするならば、財産を全部処理して行った者が雄固むなく身一つで帰つてこなければならぬというやうなことに對しては、生活保護法なりあるいは就職のあつせんというのは当然過ぎるほど当然でございます。しかし、その責任を感ずれば感ずるほど、それでもう終わりということではないと私は思うのです。今後ともそういうことが起きぬという保証は、事業団がよしんば成立しても、私はないと思うのです。しかし、決断するときにはお前らが決断するのだから、決断した責任はお前らにあるということでは、安心して移住政策に乗つていけないのではなからうか。こういう点について、改むべきことは、まず第一に、事業団もけつこうであるかもしれませんが、しかし、私が考えるのは、もう少し政府として一貫した責任体制がとれるやうな仕組みを先につくるべきで

ますが、それをコントロールするとい
うか、それを監督するといふか、そ
ういふものはなるほど外務省に一
元化されてはいるわけでありまし
ょうが、しかし、関係各省の協力を待たざれば
きかない。そうすると、どうしても責任
のなすり合いになりかねない。最近、
無責任時代だそうでありますから、こ
れは普通かもしれませんが、移住を決
意して行くのはたいへんなことだ思
うので、そういう点をまず先に改む
べきだと思ふのです。外務大臣、こ
ういふものをおつくりになる前に、
政府におけるこの移住行政の一本
化ということについて、真剣に御討
議がなされたと思うのですが、でき
ないうらみが相当あるのですか。こ
れだけ
で終わりますが、いかがでしょう。

○大平國務大臣 事前の調査の徹底を
期するということでありまして、仰
せのとおりと思ひます。最近、私
ども、経済協力をやる場合に投資前調査
というものに力点を置きまして、久保
さん御指摘のように、将来のまごつき
が起これぬようにしなければならぬと
いうことで、これは各国もそのよう
に心がけておりますし、私も事前調
査ということに最重点を置いてやるべ
きであるということにだんだんと各
方の理解が深まってきておるわけ
でございます。移住の場合には、これは投
資の安全を守るというよりは人間の運
命の問題でございますので、特にその
点に周到な配慮を加えなければならぬ
と存するわけでございまして、政府
ばかりでなく、事業団におきましても
力点をそこに指向しなければならぬと
存じております。特に、ドミニカの
ような悲劇が起これたということ、こ

繰り返してならぬこととございま
す。それから、第二の点といたしま
して、外務省に一元的にする、それ
から一元化された移住行政をにな
うに足る能力、判断力、実行力、そ
ういったものを持つておるか、各省
の協力が十分確保できるかという
点でございます。ひとつ御理解を
いただきたいことは、いままでの移
住行政の欠陥は、あなたが冒頭でも
御指摘されたように、各省の間の
移住行政のあつてき、これはもう
ばかげた話でございます。移住行政
に非常な罪悪感があると思ひます。
そこで、各省が移住行政に熱心
であることは望ましいことではござ
いますけれども、その熱心のあま
り、度が過ぎまして、移住行政に
暗い影を投ずるというようなことは
許しがいけないことであると思ひ
ます。したがって、私は、これはい
ろいろ御批判があると思ひますが、
まず役所は、大きな移住政策をき
め、それを遂行していく基本の計
画をきめ、予算を取り、役所でき
ないことに力点を置いてやって、そ
れをつくる面におきまして各省が
平等な立場で大いに論議して、そこ
で一たんきめたら、これを事業団に
流して、事業団はそれを具休化する
ために全責任を持つてやる。私は、
やや潔癖に考え過ぎ、あるいはア
カデミックに過ぎる

かもしませんけれども、そういう方
向に何とか進めたいということであ
るわけでございまして。しかし、い
ま御指摘のように、移住の事前の調
査とかいふようなことは、事業団に
十分お任せしようといふのでござ
いますけれども、それが十分でない
というときには、政府がこれを助け
るの

○野田委員長 受田新吉君。

受田君に申し上げます。あと十分
外務大臣は渉外事項で退席いたし
ますから、それをお含みの上で御
質問願ひ

○受田委員 私、時間をかけないで、
残された問題は次の機会に譲ること
にして、きょう大臣にぜひ伺つてお
きたいのは、今度移住事業法がで
きますけれども、これは、移住事業
を目的として、移住事業を達成す
るための機関としての事業団です
ね。したがって、移住の基本的な
国策は政府が持つていなければなら
ないと思ひます。移住の基本的な
政策というものを、要を得て簡明な
答弁を、三分以内

○大平國務大臣 従来、移住行政とい
うものの共同理念と申しますか、そ
ういふものがどうもはっきりしな
かつたというところがございますが、
御案内の移住審議会の御答申で明
確になつておりますように、これは
単なる労働の移動じゃないのだとい
うことで、冒頭に申し上げたわけ
でございます。国民に日本とは事情
を異にする海外における創造的活
動の場を与え、これを通じて、直接
、間接に国民の具有する潜在的能
力をフロンティア

において開発し、その結果相手国
への開発協力と世界の福祉に對する
貢献となつて、日本及び日本人の
國際的聲譽を高めることにならね
ばならない。これは非常に高邁な理
念でございます。私も、全幅の評価
をもちまして、これを基本として今
後の移住政策を展開していくべき
ものと心得てお

○受田委員 あなたは先般の本会議
での外交方針演説におきましても
一應この移住問題に触れておられ
るわけなんです。いまの基本構想
の具體的な実施というものを事業
団が引き受けてやる。特にここで
問題にしてみたいことは、日本の
現実において移住政策のウエイト
はどの程度に持つておるかとい
うこと。あるいは、日本人の移住
地としては、世界いずれの国にも
日本人の持味を生かして、いまお
説のような経済協力、開発能力を
提供するということには現実では
なかなかないが、この移住地の選
定というものが、この移住地の選
定というものをあわせてお伺ひ申
し上げたいのです。

○高木政府委員 ただいまの移住の具
體的な施策でございますが、移住地
といたしましては、現在海外移住が
行なわれております中南米、特に
南米諸国が最適だと考えております
。なお、東南アジアあるいはその
他アフリカとかいうところはどう
かと思ひます。東南アジアでは、
ある国では日本の移住者を希望
するといふような要望もかつて
ございました。しかし、われわれの
ほうで調査いたしましたところ、
非常に生活程度が低くてなかな
かむずかしい。こういうところ
では、もう少し近代化的計画をも
つて、相当

の資本も入れて出ていかなければ
いぬという必要がございますが、そ
ういふ意味におきまして、東南ア
ジアでは、まだ日本に對する政治
的危険があるいは資本に對する無
理解というやうなこともございま
して、将来の移住地としては大に
考えられると思ひます。現在はまだ
その時期に至つていない。アフリ
カは、まだそういうことを考える
以前で、まだ国内の政治安定す
らでできていない。したがって、
現在におきましては主としてラ
テンアメリカ諸国というふう
に考えております。

○受田委員 大臣、現実の移住が思
うようにはかどつていない最も大
きな原因はどこにあるか、一つ、二
つ指摘していただきたいと思ひま
す。

○大平國務大臣 それはだいたいこの
委員会でも議論になりました問題
ですが、やはり、日本の国内の経
済成長に伴ひまして雇用の機会が
ふえてきたといふこと、むしろ
ある領域では労働力の不足を来
しておるといふやうなことで、移
民を来したとしても国内で雇
用の機会があるといふやうなこ
とも一つの原因ではないかと思ひ
ます。移住政策の過去の失敗、ド
ミニカの悲しい経験もございま
す。そういうことに対する、移住
政策に對する不信と申しますか、
そういう点が根本的な原因では
なからうかと思ひます。

○受田委員 それは目の前の原因であ
ると私は思ふのです。雄大な日本
の移住政策が樹立されていぬ。こ
れが最大の原因である。そういう
個々の問題の根っこにあるものが
抜けておる。たとえ国内の経済情
勢がどうあろうとも、國際的な
親善をはかり、日本人の持つ
持味のよさを開発能力その他で

これは国民の税金でまかなわれる機関ということになるわけです。そこで、こういう事業団ができてくると、その理事長とか理事とかいうものは、非常に高い信頼感を持たれた人でなければならぬ。理事同士の間にも、いろいろなところから出て、それが自分の前の籍にあった立場を大いに固執するということであつては、これはとてもないということになるわけなんです。そういうものをすべて払拭して、一致して移住事業を推進するという形にこの事業団を持っていくかどうかということです。一番最初にひとつ指摘申し上げたいことは、この事業団の理事長、理事というものをへ一休どういう人をお置くか、置こうとすれば給与などももう一応いままらきめておられると思うのですが、どのくらいのお給与を差し上げようとおるのか、御答弁を願います。

○高木政府委員　理事長、理事については、まだきまつて考えておりません。これは事業団法案が通つてから考えるべきことであるということになっております。俸給につきましては、理事長は普通の事業団と大体同列というふうに考えております。

○受田委員　これは問題が一つあるのです。その理事長になる人の給与は、内閣総理大臣よりも高い給与にしないということをお考えにならなければいかぬ。ほかの事業団がたとえいまだうであろうと、この移住事業団は非常に謙虚なものにしなければならぬ。理事長も、総理の給与より高い理事長ということになると、これまた問題が起きます。それから、理事にしましても、そういう観点から、ほかの公庫、公団等

—

—

—

のものと比べて謙虚な額を差し上げる、こういうところで、金でこの事業団へ入るんじゃない、前の役所を代弁して理事になるんじゃないというはつきりした基本的なものをまず打ち立てておかないと、この移住事業団は失敗すると思うのです。これがまず最高首脳部の決定にあたっての一番大事な問題だと思ふんです。

○高木政府委員 全くお説同感でございます。

○受田委員 それでは、次の公まで、他の事業団の頭目の方々の給与もお調べ願つて、大体移住事業団においてはどのくらいのところへ持つていくか、検討しておいていただきたい。移住事業団については、いま申し上げた原則にのつとて、謙虚な給与でがまんしていただくというふうにやっていただくということを特にお願ひしたいのです。

さらに掘り下げてお尋ねしたいのですけれども、役員の任命の問題で、これは法案に直接入っていきますが、理事と監事というものは性格が違うわけですね。この規定だけを拝見したのでははつきりしない点が一つあるのですけれども、いまからどういふ人を任命するかはわからないにしても、大体どういふところから来るであろうかという想定はついていませんでしょうか。

○高木政府委員 まだいたしておりません。

○受田委員 ここに天下り人事とかあるいは横すべり人事とかいう批判がわくということになると、また他の事業団と同じような問題が発生すると思うのです。ひとつ役員選任にあつての心がまえをいまから御用意願ひたい。

あとは、いまから御質問を申し上げるよりは、資料要求をして、きょうは時間が来ておるから終わりにしたいと思いますが、この次の機会までに移住に関する数字をお示し願ひたいと思うのです。

一つは、いままでの不振の理由、そして、政府自身が大阪商船のチャーター船を用意してあちへ差し向けようとしているのに思うようにいかなかったもので、商船が非常に損害を受けておるといふような問題がありますけれども、現実に移住政策の犠牲になつたこの問題の処理というふうなものをどういふふうにはかつておられるか、予算の問題とあわせてその施策を御用意願ひたい。

それから、集団移住ということと個別移住、技術移住、こういうような類別による移住者の数、日本の海外に移住された人口比というもののにそういう性格のものを付して、日系人の活躍している全世界的分布図をお示しを願ひたい。

その次に、特に南米でございますけれども、南米の現地で非常に日系人が実力を発揮している具体的な例、たとえば、公職にどういふ人がついておる、そうしてこういう事業では日系人が非常な活躍をしておるといふような、事業あるいは公職等の日系人の誇るべき実績、これを事例としてお示しを願ひたい。

それから、いままで移住計画をお進めになられてきたわけですが、移住計画と実際の移住との差が年度的にどういふふうに出てきたかという点、これは当初の移住計画と実際に移住したものとの両方の数字をお示しい

ただいて、戦後でけっこうですから、戦後の移住の推移を拝見したいと思うのでございます。

以上、次の機会にお尋ねをする資料として御提出をお願いしたいのです。

○野田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

海外移住事業団法案の審査の参考に資するため、参考人から意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選並びに日時につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次に、国際情勢に関する件、特に核兵器に関する問題につきまして、調査の参考に資するため参考人から意見を聴取することにいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、参考人の人選並びに日時につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会